

新宿区災害時受援応援計画

令和 7（2025）年 3 月

新宿区

目次

目次	1
本計画書の構成	1
改定にあたって	2
第1章 総則	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置付け	4
3 本計画の対象範囲	6
第2章 区の危機管理体制	7
1 新宿区災害対策本部の組織及び運営	7
2 新宿区震災復興本部の設置及び新宿区災害対策本部との関係	10
3 新宿区における受援体制	12
第3章 救出救助機関からの受援	14
1 救出救助機関への要請	14
2 警察・消防への出動要請	15
3 自衛隊への派遣要請	16
4 活動拠点の活用	18
第4章 人的受援	19
1 人的受援に関する基本的考え方	19
2 想定される「受援業務」	19
3 人的応援の受入体制と枠組み	22
4 人的受援の手順及び手続き	27
5 ボランティアの受入れ等	33
第5章 物的受援	37
1 物的受援に関する基本的考え方	37
2 物的支援の受入体制と枠組み	38
3 物的受援の手順及び手続き	42
4 物資の集積所	46
5 企業・個人からの義援物資の取扱い	46
第6章 他自治体への応援	48
1 応援体制の整備	48
2 応援の手順	50
第7章 災害事象に応じた対応	53
1 地震	54
2 風水害	55
3 火山噴火	56
4 複合災害	57
第8章 その他	58
1 平時における取組	58
2 費用負担	58
3 各種様式	60

本計画書の構成

本計画書は、第1章から第8章までで構成する。各章の概要は、以下のとおりである。

【第1章 総則】

大規模災害発生時、被災自治体は膨大な災害対応業務が発生する中で「事業継続計画」に基づき、優先して災害対応業務を行うが、被災自治体のみで全てに対応することはできないという前提に立つ必要がある。ここでは、「災害時受援応援計画」の策定目的、「新宿区地域防災計画」及び「事業継続計画」との関係など基本的な考え方について述べる。

【第2章 区の危機管理体制】

大規模災害発生時に迅速な災害対応業務を行うためには、新宿区の危機管理体制が重要となる。ここでは、「新宿区災害対策本部」及び「新宿区震災復興本部」の区の危機管理体制及びこれらとの関係並びに区における受援体制の概要について述べる。

【第3章 救出救助機関からの受援】

警察、消防、自衛隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、区は東京都と緊密に連携を図り、情報を共有する必要がある。ここでは、救出救助活動に係る関係機関への要請手順等について述べる。

【第4章 人的受援】

大規模災害発生時、区は「事業継続計画」等に基づき、「優先度が低い通常業務」は休止し、「非常時優先業務」を確実に実施するために必要な人員等を確保し体制を構築する必要がある。ここでは、区の人員では十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合における様々な枠組みを活用した人的受援の手順等について述べる。

【第5章 物的受援】

都や国をはじめとした各団体からの物的支援の受入れにあたっては、物資受入れ時の業務及び役割分担について整理するとともに、必要となる物資の把握方法、受入拠点の運営体制及び避難所等への輸送手段等についても準備を行う必要がある。ここでは、区の物資輸送における役割分担や様々な物資供給の枠組みを活用した物的受援の手順等について述べる。

【第6章 他自治体への応援】

他自治体への応援には、特別区長会を通じて実施する応援、都による調整を通じて実施する応援、区が締結している相互応援協定に基づく応援がある。いずれの場合も自らが被災自治体となった場合と異なり、区は災害対策本部を設置していない通常体制の中で、職員派遣や物資の提供等を行う必要がある。ここでは、円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、区の応援体制及び被災自治体への応援の手順等について述べる。

【第7章 災害事象に応じた対応】

第6章までは、大規模震災発生時を中心に想定した受援応援の対応を記述するが、新宿区内で大規模な災害が発生した場合、様々な災害の事象・規模に応じた対応が必要である。ここでは、想定される様々な災害の概要、受援応援における基本的な考え方等を述べる。

【第8章 その他】

発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行うためには、受援応援に関わる職員一人ひとりが発災時取るべき行動を理解し、実行できるようにしておくことが必要である。ここでは、図上訓練や研修の実施など平時における取組等について述べる。

改定にあたって

1 新宿区災害時受援応援計画の策定（令和2年3月）について

都は、平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」を策定し、全国の自治体や関係機関から応援を円滑に受入れ、区市町村とともに連携して早期の被災地支援につなげていくための、都における体制、手順やルール等を整備した。一方、住民に直結する区においても、平時より災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化しておくことが重要である。

このことから、大規模災害時の区における受援応援体制を具体化し、他自治体からの応援職員や支援物資等を効果的に活用し、災害対応力を一層強化するため、令和2年3月に「新宿区災害時受援応援計画」を策定した。

2 令和6年度の改定（令和7年3月）について

都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直すとともに、「大規模震災」のみならず「風水害」、「火山噴火」及び「複合災害」等の様々な災害の事象・規模において、災害の概要、受援応援における基本的考え方を整理し、都と区市町村の役割を明確化した「東京都災害時受援応援計画」を令和5年11月に公表した。

「新宿区災害時受援応援計画」についても、近年、様々な事象の災害により全国各地で甚大な被害が発生していることから、「首都直下地震」を前提とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画へと改定し、レベルアップを図った。

今回改定にあたっては、「受援業務」を明確化し、様々な災害の事象・規模に応じた区の受援応援の役割を整理した。

また、「東京都災害時受援応援計画」の改定内容を反映するとともに、令和6年度改定の「新宿区事業継続計画」との整合性を確保することで、「新宿区災害時受援応援計画」の実効性の向上を図った。

レベルアップした「新宿区災害時受援応援計画」のイメージ

充実 地震	庁内の相互協力 庁外からの受援 ・ 職員の再配備等による対応 ・ 応急対策職員派遣制度、広域応援協定団体等の活用 ・ ボランティアの受入れ	大規模災害（第二次出動態勢）
新規 風水害	庁内の相互協力 ・ 職員の追加配備等による対応 ・ 広域応援協定団体等の活用	
火山噴火		

第1章 総則

1 計画の目的

平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）、平成 28 年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）及び平成 30 年 7 月豪雨では、被災地で甚大な被害が発生し、被災自治体の応急対策や復興対策を支援するため、区では職員を派遣するなど、被災自治体の支援を行ってきた。

大規模災害発生時、被災自治体は膨大な災害対応業務が発生する中で「事業継続計画」に基づき、優先して災害対応業務を行うが、被災自治体のみで全てに対応することはできないという前提に立つ必要がある。そのため、平時より災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化しておくことが重要である。

また、令和 6 年能登半島地震では、「応急対策職員派遣制度」等に基づき、被災地に職員を派遣した。自らが被災自治体となった場合と異なり、区は災害対策本部を設置していない通常体制の中で、職員派遣等を行う必要がある。そのため、円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、庁内横断的な体制と対外的な連絡窓口を整備しておくことが重要である。

このことから、「新宿区災害時受援応援計画」では、区における受援応援体制を具体化するとともに、「受援業務」を明確化し、人的支援及び物的資源の受入手順等を定め、災害対応力の一層の強化を図っていく。

「受援」と「応援」の位置付け

「受援」：災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。

「応援」：災害時に、「災害対策基本法」や「災害時相互応援協定」などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月、内閣府（防災担当）））

2 計画の位置付け

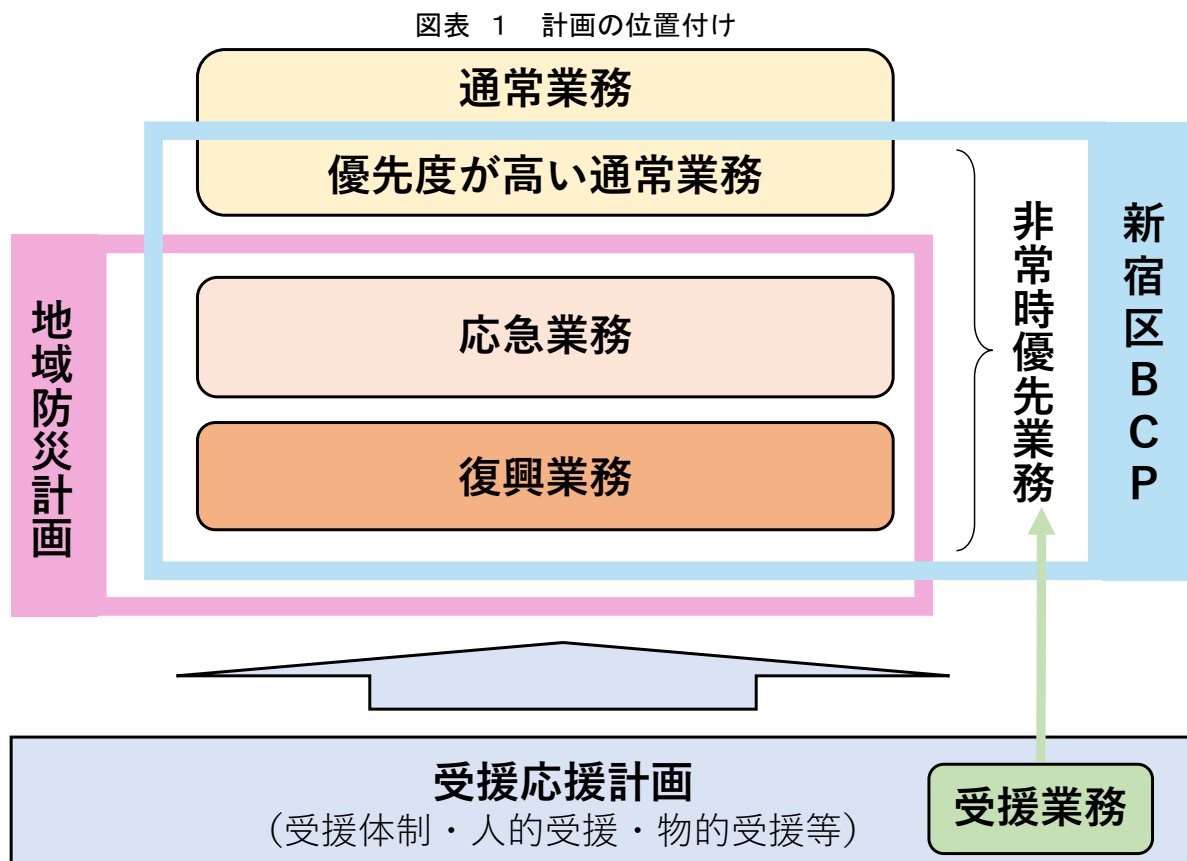
(1) 計画の位置付け

「新宿区災害時受援応援計画」（以下、「受援応援計画」または「本計画」という。）は、災害時に「新宿区地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）と「新宿区事業継続計画」（以下、「BCP」という。）に定める業務を確実に実施するため、庁内のみならず、庁外からの応援を最大限活用するためのものであり、両計画を下支えする位置付けとなる。

「地域防災計画」は、防災に関する最上位計画として、区及び防災機関が実施する区の地域における地震災害、風水害及び火山噴火による降灰対策等に係る「予防業務」、「応急業務」、「復興業務」等をそれぞれ定めている。

「BCP」は、災害時に地方公共団体自らも被災し資源の制約を伴う状況下において、優先的に取組むべき業務（「非常時優先業務」）を特定し、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を確保するための計画である。

「受援応援計画」は、受援体制を定めるとともに、「非常時優先業務」の中から「受援業務」を選定したうえで、人的支援の受入れ、物的資源の受入れ等に関する手順等を明らかにするものである。



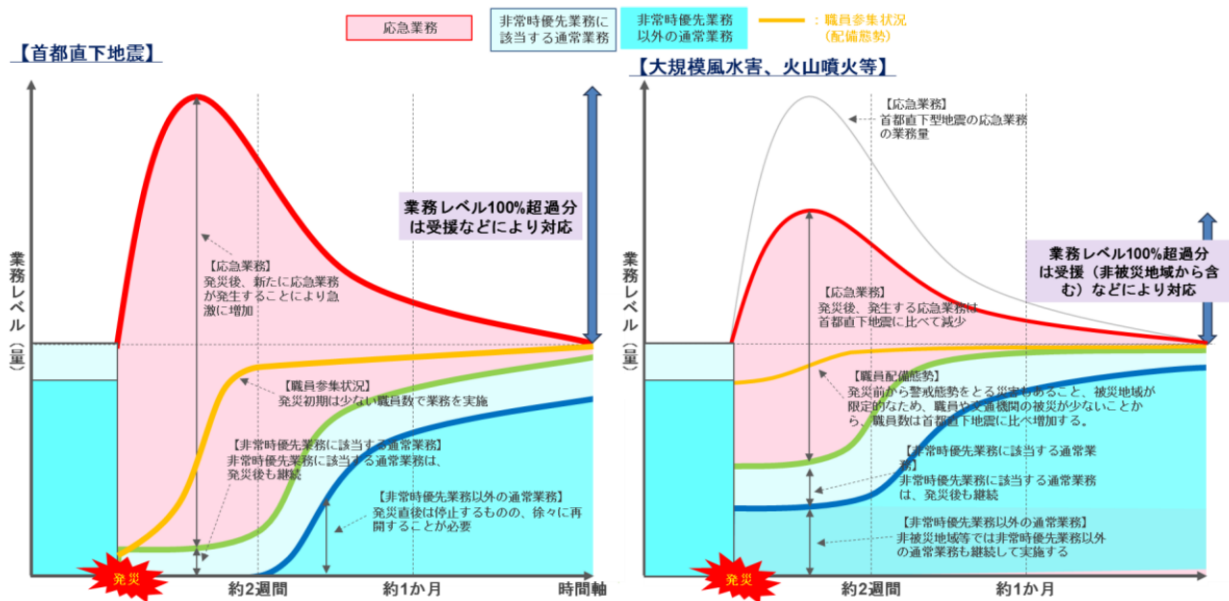
(2) 「BCP」との関係

災害時は原則として「優先度が低い通常業務」を休止し、「非常時優先業務」を確実に実施するため、当該業務に必要な人員等を確保するとともに、「非常時優先業務」を実施できる体制を構築する。

しかし、災害規模が一定以上になると、「BCP」を定めていても人員が不足することが想定されるため、外部からの円滑な応援の受入れが必要となる（図表 2 発災後の業務量の推移（イメージ）を参照）。

「非常時優先業務」のうち応援の受入れが見込まれる業務を「受援業務」としてあらかじめ特定し、その上で受入れ対象業務の担当部署を明確化し、応援要請の手順や内容を関係機関等と調整することにより、より迅速に応援を受け入れることを可能とする。

図表 2 発災後の業務量の推移（イメージ）



災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

（出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年11月、東京都））

3 本計画の対象範囲

被災自治体に対する人的応援は、主に初動期、応急期及び復旧初期を対象とした「応援」（「災害対策基本法」又は「相互応援協定に基づく応援」。いわゆる「短期派遣」。）と主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（「地方自治法」に基づく派遣。いわゆる「中・長期派遣」）が想定される。

「東京都災害時受援応援計画」では、初動の応急対策期における円滑な受援に向けた主に短期派遣に係る受援応援の体制やルール等を整理していることから、本計画も同様の考えに基づき、初動期から復旧初期における人的受援を対象範囲とする。

また、物的受援については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）によると、区内で最大約4.4万人の避難者が見込まれており、大量の物資を迅速かつ的確に避難所生活者や在宅避難者へ供給する必要がある。

物的受援は、避難所生活者数がピークとなる時期の対応が重要であるため、初動期から復旧初期の受援応援の体制等を整理する。

図表 3 「受援業務」の範囲

初動期・応急期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間（67条）、市町村長等と都道府県知事等の間（68条）、都道府県知事等の間（74条）の応援	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査
	相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定されている業務
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。 【根拠】地方自治法第252条の17第1項	【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府（防災担当）））

第2章 区の危機管理体制

1 新宿区災害対策本部の組織及び運営

(1) 新宿区災害対策本部の運営

区の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、「新宿区災害対策本部条例」及び「新宿区災害対策本部条例施行規則」に従って新宿区災害対策本部（以下、「区災対本部」という。）を設置し、災害対策本部長（区長）の統括のもと対応にあたる。

区災対本部は、本部長室及び部をもって構成し、本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- 本部の非常配備態勢に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難の指示に関すること。
- 都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- 「災害救助法」の適用の要請に関すること。
- 他の区市町村との相互応援に関すること。
- 東京都災害対策本部（以下、「都本部」という。）との連絡に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(2) 本部長等の職務

本部長は、区長をもって充て、区災対本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

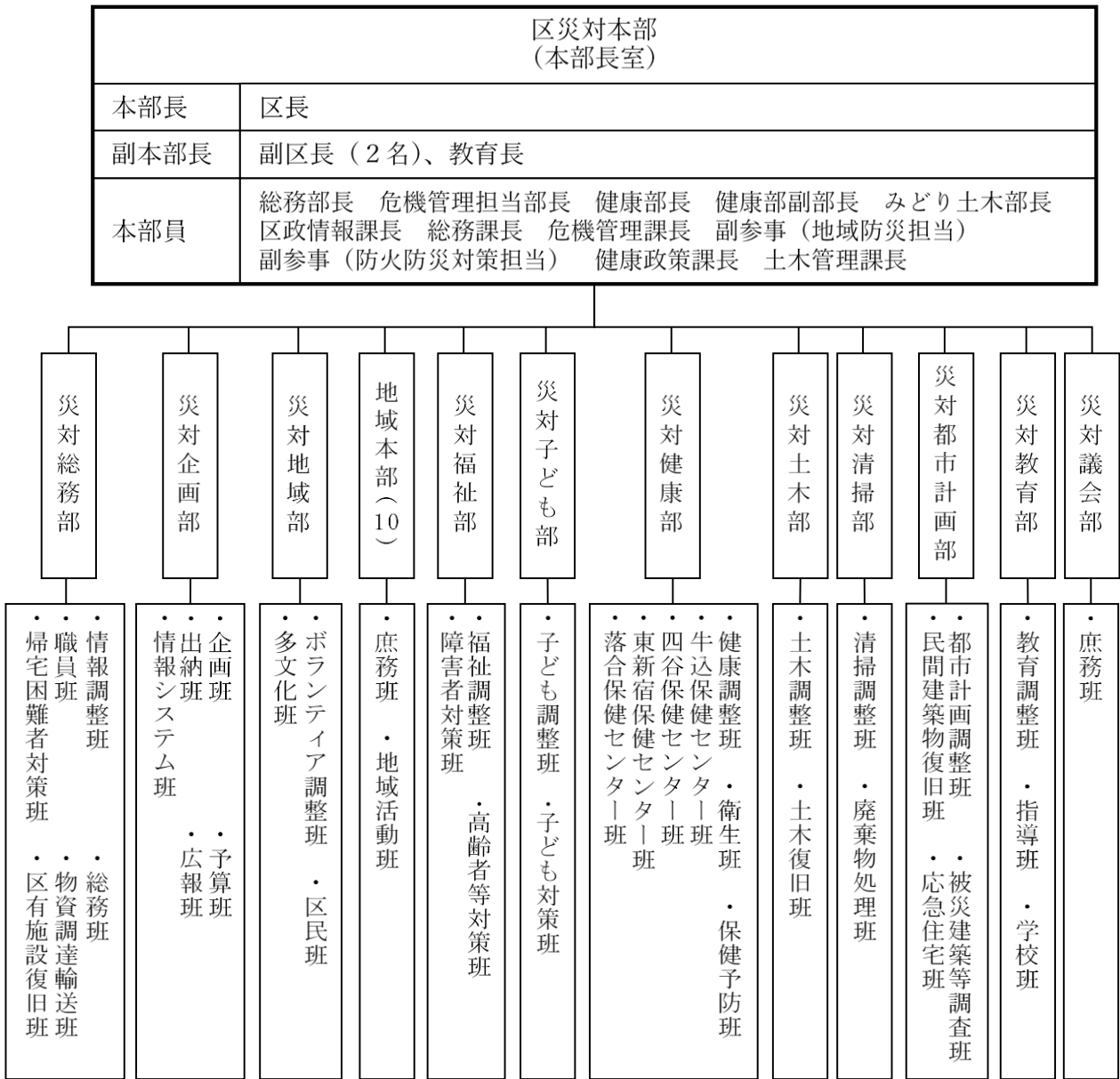
副本部長は、副区長2名及び教育長をもって、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務を代理する順序は、区長の職務代理の順序が第1順序である副区長、区長の職務代理の順序が第2順序である副区長、教育長の順序による。

本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

部に部長を置き、部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理する。その他の本部の職員は、部長の命を受け、その事務に従事する。

第2章 区の危機管理体制
1 新宿区災害対策本部の組織及び運営

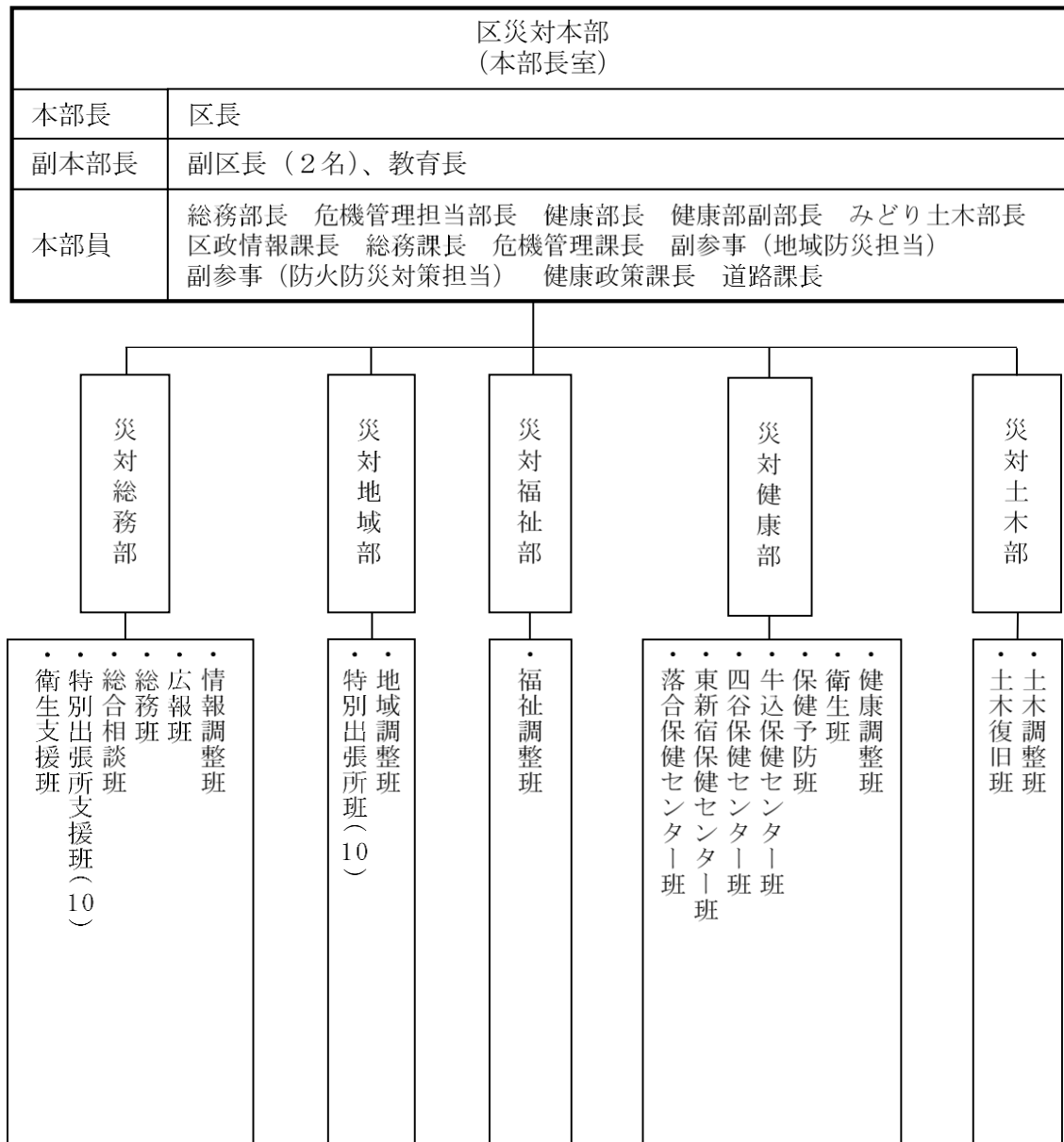
図表 4 区災対本部の組織（震災時）



※ 本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

本部調整会議	
本部長室構成員	各部長 (本部長室構成員である部長を除く)
部長補佐 (本部長室構成員である部長補佐を除く)	地域本部長 (必要に応じて招集)

図表 5 区災対本部の組織（震災時以外）



※ 本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

本部調整会議	
本部長室構成員	各部長 (本部長室構成員である部長を除く)
部長補佐 (本部長室構成員である部長補佐を除く)	

第2章 区の危機管理体制

2 新宿区震災復興本部の設置及び新宿区災害対策本部との関係

2 新宿区震災復興本部の設置及び新宿区災害対策本部との関係

(1) 新宿区震災復興本部の設置

区の地域が震災により被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、「新宿区震災復興本部の設置に関する条例」及び「新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則」に従って新宿区震災復興本部（以下、「区震災復興本部」という。）を設置し、震災復興本部長（区長）の統括のもと対応にあたる。

(2) 区震災復興本部と区災対本部の関係

区災対本部は、「災害対策基本法」に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、防災の推進（予防、応急復旧）を図るために設置するものであり、「応急業務」を主な事業対象としている臨時的な組織である。一方、区震災復興本部は、被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施するために設置する、中・長期的な組織となる。

これら2つの本部は目的と機能が異なるが、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から、質的な変化を伴いつつ連続的に、徐々に進行していくものであるため、区災対本部が実施する業務についても、震災復興に関係、影響するものについては、両本部が緊密に連携しながら処理する必要がある。

区災対本部を廃止する際、継続して業務を行う必要がある「応急業務」等は区震災復興本部に引き継いで業務を行う。

図表 6 区災対本部と区震災復興本部の関係図



第2章 区の危機管理体制

3 新宿区における受援体制

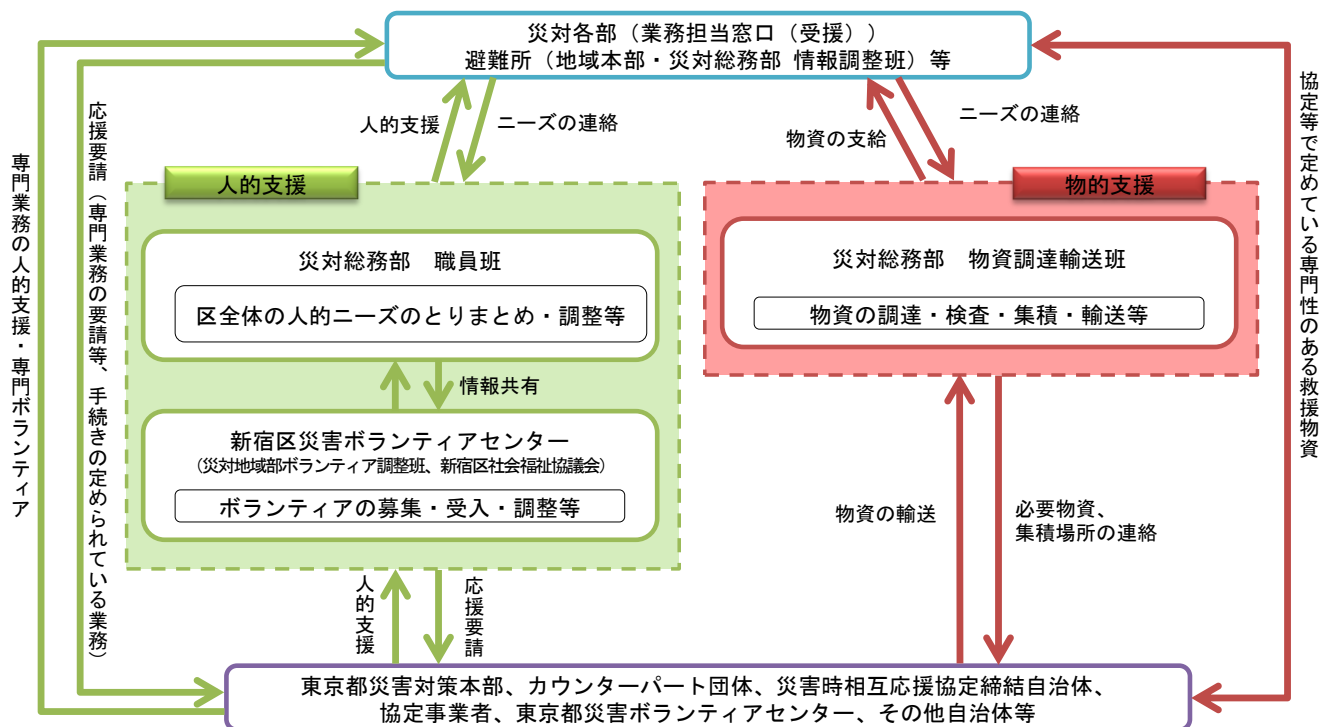
3 新宿区における受援体制

(1) 受援体制の概要

本計画における「受援」は、「第3章 救出救助機関からの受援（P. 14）」、「第4章 人的受援（P. 19）」、「第5章 物的受援（P. 37）」を対象とする。

このうち、人的・物的受援における区受援体制の概要は、図表 7 受援体制の概要（人的・物的受援）のとおりである。

図表 7 受援体制の概要（人的・物的受援）



(2) 受援担当及び業務担当窓口（受援）の設置と役割

区の規模や組織の特性、区災害対応本部内の状況などを踏まえ、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめなどを担う『受援担当』を区災害対応本部内に設置する。

『受援担当』は、区の受援に係るニーズを把握し、他団体への支援要請や、受援状況の整理等のとりまとめを行う。人的受援（一般ボランティアを除く）に係る『受援担当』を災害対応本部職員班（以下、「職員班」という。）、人的受援（一般ボランティア）に係る『受援担当』を災害対応地域ボランティア調整班（以下、「ボランティア調整班」という。）が行う。物的受援に係る受援担当を災害対応本部物資調達輸送班（以下、「物資調達輸送班」という。）が行う。

また、災害対応各部の庶務を担う班に『業務担当窓口（受援）』を設置する。『業務担当窓口（受援）』は所属する災害対応部における受援ニーズを把握し、『受援担当』への要請等のとりまとめを行う。

ア 『受援担当』の主な役割

- ① 受援に関する状況把握、とりまとめ
 - ・ 庁内における人的・物的資源ニーズをとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）。
 - ・ 庁内における人的・物的資源の受入れ状況をとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）。
- ② 人的・物的資源の調達・管理
 - ・ 人的・物的資源に関するニーズと現状の受入れ状況から、各資源の過不足を整理する。
 - ・ 被災の状況を踏まえ、今後求められる支援内容を検討し、必要となる人的・物的資源を見積もる。
 - ・ 今後必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
- ③ 庁内調整
 - ・ ①でとりまとめた結果を、災対各部の『業務担当窓口（受援）』に共有する。
- ④ 調整会議の開催
 - ・ 全体調整の必要性に応じ調整会議を開催・運営する（災対各部の『業務担当窓口（受援）』の参加）。
 - ・ 必要に応じ、意思決定に関わる職員の参加を求める。
- ⑤ 応援職員への支援
 - ・ 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府（防災担当）））

イ 『業務担当窓口（受援）』の主な役割

- ① 受援に関する状況把握
 - ・ 各班における人的・物的資源ニーズをとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）。
 - ・ 各班における人的・物的資源の受入れ状況をとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）。
- ② 人的・物的資源の調達・管理
 - ・ 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - ・ 各班の中で区職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
 - ・ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる支援内容を検討し、必要となる人的・物的資源を見積もる。
 - ・ 今後必要となる人的・物的資源の応援を要請し、配置の計画をする。
- ③ 庁内調整
 - ・ ①でとりまとめた結果を、『受援担当』に報告する。
- ④ 調整会議への参加
 - ・ 『受援担当』が実施する調整会議に参加する。
- ⑤ 応援職員への支援
 - ・ 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。
 - ・ 『受援担当』と協力し、応援職員の待機場所、応援職員によるミーティングの開催ができる環境を提供する（場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）。

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府（防災担当）））

第3章 救出救助機関からの受援

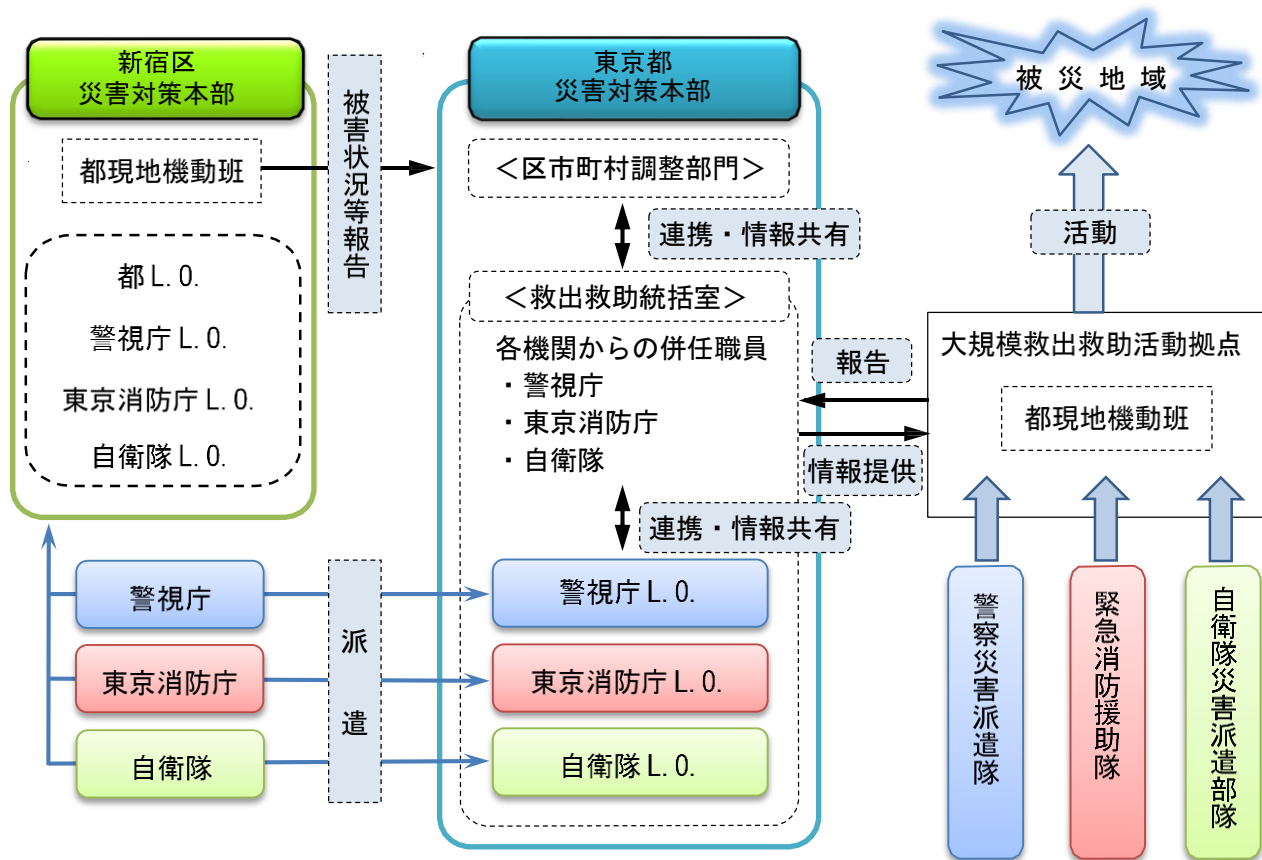
1 救出救助機関への要請

大規模災害発生時、都は警察、消防、自衛隊（以下、「各機関」という。）から提供される情報を集約・共有し各機関間の連携及び活動を支援する。

区は、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有する。救出救助機関との連携は、原則として災対総務部情報調整班（以下、「情報調整班」という。）が行う。

なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各機関の計画や方針等と整合を図り、それらに則って行う。

図表 8 救出救助活動に係る関係機関との連携



※L.O. : (Liaison Officer の略) 情報連絡員 (リエゾン)

【参考】都現地機動班の役割

都現地機動班は、被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の下に編成され、原則として発災からおおむね72時間までの間、あらかじめ指定された拠点において、人命・人身に係る応急対策活動に優先して従事する。

都現地機動班として指定されている職員は、警察・消防・自衛隊等の活動拠点となる都立公園や清掃工場のほか、区市町村災害対策本部が設置される区市町村庁舎、医療救護活動を行う都立病院などに参集し、大規模救出救助活動拠点の受入れ準備や運営、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施する。

2 警察・消防への出動要請

区長は、災害が発生するおそれがあるときは、「災害対策基本法」第58条の規定に基づき、警察・消防に対し、応急措置等の実施を要請することができる。

発災時は、区災対本部に警察・消防から派遣されるL.O.（情報連絡員）等を通じて、必要な要請や調整を行う。

図表 9 警察・消防の活動内容

区市町村	警視庁	東京消防庁
○ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。 ○ 区市町村の地域に「災害救助法」が適用されたときは、区市町村長（区市町村本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○ 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁、自衛隊、防災区民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ○ 航空救助部隊を編成する。	○ 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、即応部隊及び消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災区民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ 区市町村本部に参画し、消防的知見から情報提供や助言等を行う。 ○ 消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

（出典：東京都地域防災計画（震災編）（令和5年、東京都防災会議））

3 自衛隊への派遣要請

災害派遣中の自衛隊部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

都知事は、地震等により災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合又は区市町村長から災害派遣要請の要求があった場合は、「自衛隊法」第83条第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(1) 都知事への要求及び直接通知

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊への災害派遣要請を要求する。都知事との連絡が不能である場合には、区長は自衛隊に直接、災害に関する通報を行う。

自衛隊は、緊急性、非代替性、公共性を総合的に勘案し受理の判断を行う。

都知事の要請による災害派遣

- 1 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

都知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

- 1 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区長から災害に関する通報を受け、又は部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- 4 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待っているとまがないと認められる場合
- 5 防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 派遣要請に向けた手順

① 都災害対策本部への通報

区長は、都知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。ただし、複数自治体にまたがる大規模災害時には、自治体ごとの通報は必ずしも必要としない。

② 自衛隊への依頼内容の決定

区、都災害対策本部及び自衛隊の間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

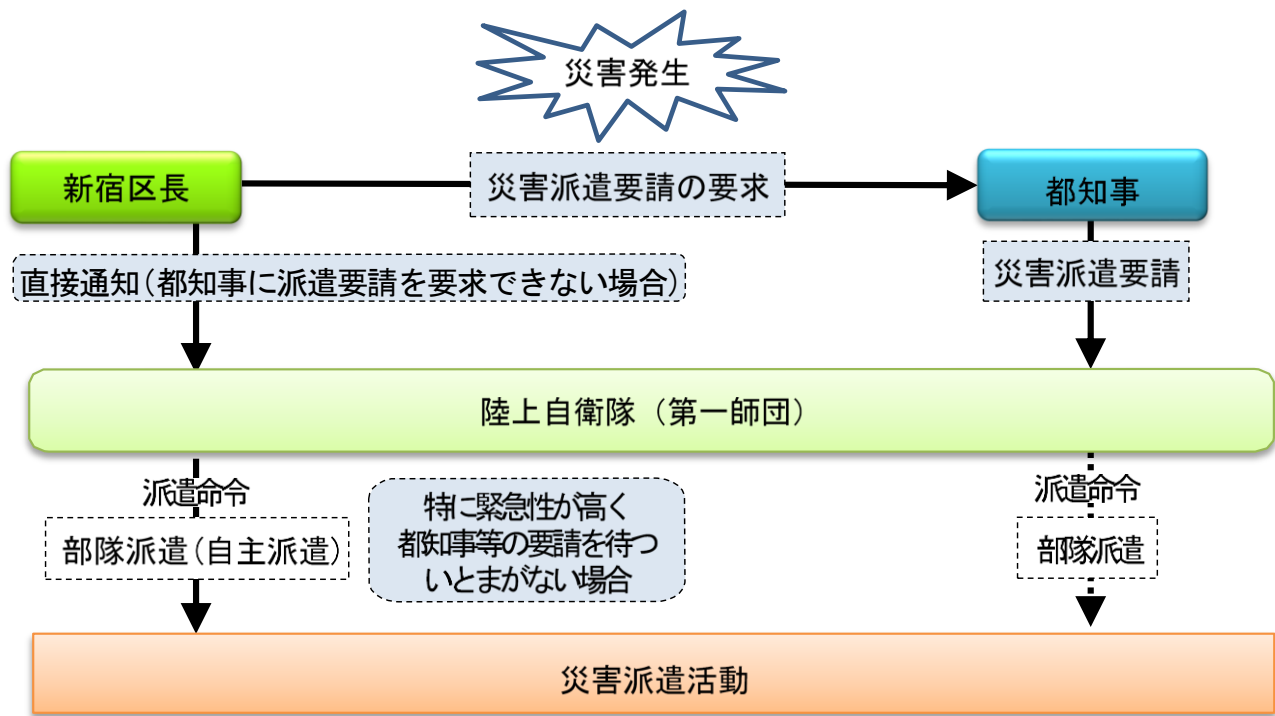
③ 派遣要請に係る文書の作成

区長は、都知事に対して可能な限り文書により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、災害派遣を要請しようとするときは、以下の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

図表 10 自衛隊への災害派遣要請の流れ



【参考】自衛隊の災害派遣の三要件

- 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- 緊急性：さし迫った必要性があること
- 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

(出典：中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第7回)
資料1(平成19年11月27日、防衛省、国民保護・災害対策室))

第3章 救出救助機関からの受援

4 活動拠点の活用

4 活動拠点の活用

都は、各応援部隊が被災者の救出救助等を行うためのオープンスペースをあらかじめ大規模救出救助活動拠点として指定している。

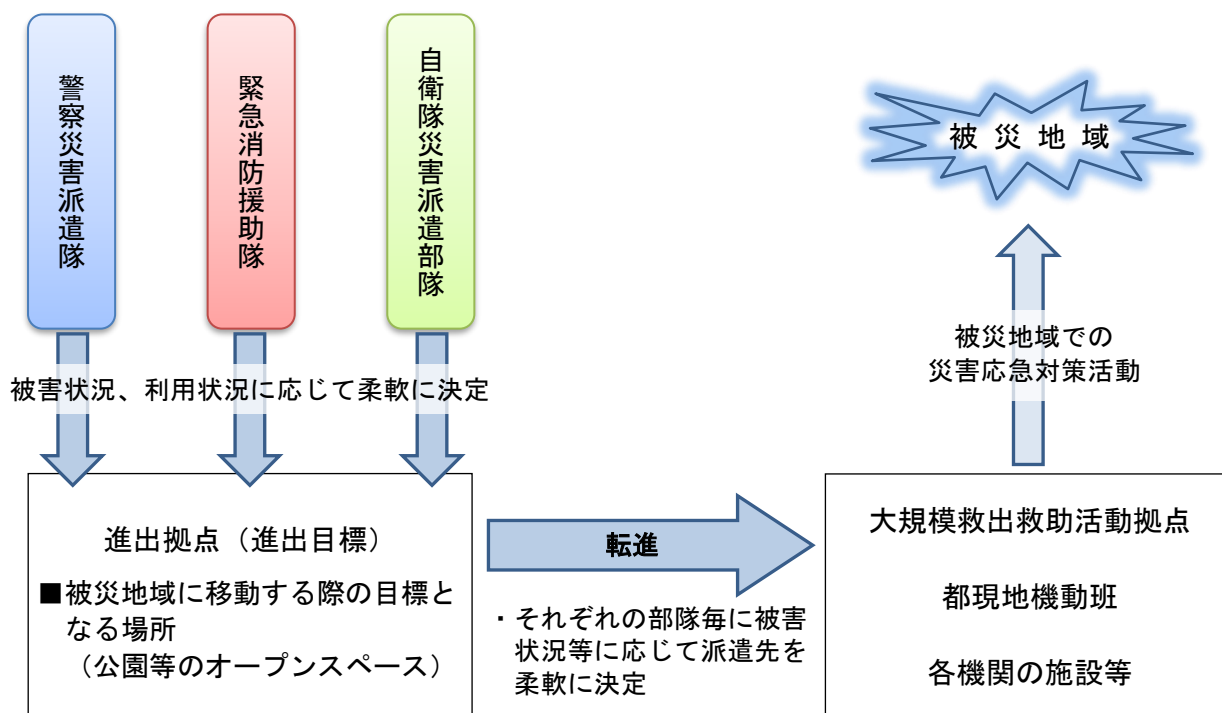
発災時は、都は各活動拠点及び周辺の被害状況を都の現地機動班からの情報により把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し活動拠点として利用できる場所を確定する。

各活動拠点では、都の現地機動班が各応援部隊の受入れ準備を行うとともに、受入れに伴う各機関との連携や各種調整、各機関の活動に必要な支援を行う。

救出救助機関は、活動拠点から被災現場に進出し、救助活動を実施する。

新宿区内には、都が指定する大規模救出救助活動拠点は存在しないが、各生涯学習館を救出救助部隊の活動拠点として定めている。

図表 1 1 各応援部隊の進出と活動拠点



第4章 人的受援

1 人的受援に関する基本的考え方

区内で大規模災害が発生した場合、区は「BCP」等に基づき、「優先度が低い通常業務」は休止し、「非常時優先業務」を確実に実施するための必要な人員等を確保し体制を構築する。

区内で災害が発生し、庁内の担当部署において人員が不足する場合、他団体へ応援要請を行う前に庁内等における人員の再配置の実施を検討する。

庁内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、区は様々な枠組みを活用し他団体へ躊躇ない応援要請を行う。ただし、業務の専門性が高い場合等、庁内等での人員の確保が困難であることが明らかな場合及び協定等において応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合等は、この限りでない。

2 想定される「受援業務」

(1)「受援業務」の考え方

受援の対象となる業務（以下、「受援業務」という。）は多岐にわたることから、各業務が求められる時期も時間の経過に伴い変化していくことを十分考慮する必要がある。

「BCP」では、「優先度が高い通常業務」、「応急業務」及び「復興業務」を「非常時優先業務」としている。

このうち、「応急業務」及び「復興業務」については、災害時に特有の業務であるため、以下の項目を考慮の上で業務をあらかじめ想定し、積極的に受援を受入れることを原則とする。

- ・過去の災害における受援応援の実績から受援が必要なことが明らかな業務
- ・現在の職員体制では人員不足が見込まれる業務
- ・経験や専門的スキルの必要な業務で、区の体制だけでは実施が困難な業務
- ・重要な意思決定や重大な責任を伴わない業務

(2)「非常時優先業務」の実施に必要な職員数と参集予測人員数の比較

「BCP」で集計した「非常時優先業務」に必要な職員数と参集予測人員数（夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合）の比較は次のとおりである。

ア 必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）

夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合における時間ごとの参集予測人員数と「非常時優先業務」に必要な職員数との比較は、図表 1 2 必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）のとおりである。

図表 1 2 必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）

職員数 (人)	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「非常時優先業務」に必要な職員数	2,838	2,697	2,885	3,396	3,358	3,225	2,990	2,327
参集予測人員数	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186	3,397	3,763
差分	<u>△2,324</u>	<u>△1,105</u>	<u>△1,293</u>	<u>△1,804</u>	<u>△990</u>	<u>△39</u>	407	1,436

（出典：新宿区事業継続計画（令和7年3月、新宿区））

イ 必要な職員数と参集人員数の比較（風水害）

風水害はある程度の事前予測が可能のため、あらかじめ必要な職員が参集できている前提とし、「非常時優先業務」に必要な職員数との比較は、図表 1 3 必要な職員数と参集人員数

第4章 人的受援

2 想定される「受援業務」

の比較（風水害）のとおりである。

図表 13 必要な職員数と参集人員数の比較（風水害）

職員数 (人)	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「非常時優先業務」に 必要な職員数	1,225	1,264	1,356	1,395	1,397	1,279	1,197	773
参集人員数	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
差分	2,615	2,576	2,484	2,445	2,443	2,561	2,643	3,067

(出典：新宿区事業継続計画（令和7年3月、新宿区）)

(3)「受援業務」の想定

区では、応援要請団体等からの職員等の受入を円滑に行うため、区全体の受援に関する事項（一般ボランティアに関する事項は除く）は、職員班が総括し、一般ボランティアに関する事項については、ボランティア調整班が新宿区災害ボランティアセンターと受援調整を行う。また、専門性の高い業務等で職員班及びボランティア調整班での調整が非効率となる業務については、災対各部が直接各団体等と受援調整を行うこととしている。

「応急業務」及び「復興業務」のうち、「(1)「受援業務」の考え方(P.19)」を踏まえて想定する主な「受援業務」は、図表 14 職員班で調整する「受援業務」及び図表 15 ボランティア調整班で調整する「受援業務」並びに図表 16 各所管部署で調整する「受援業務」のとおりである。

図表 14 職員班で調整する「受援業務」

	受援業務	業務の概要	所管
1	避難所に関する業務※	・避難所運営等の支援業務	地域本部 災対福祉部 災対子ども部
2	物資に関する業務	・物資の仕分け、荷下ろし等の業務	災対総務部
3	被害認定等に関する業務※	・住家被害認定調査業務 ・罹災証明書交付に関する業務	地域本部 災対地域部
4	復興支援に関する業務	・都市復興基本方針策定のための家屋被害状況調査業務 ・応急仮設住宅の見回り、見守り活動等業務	復興都市計画部 復興福祉部
5	その他の業務	・区災対本部の運営に関する業務 ・身元不明者の調査及び遺体の処理に関する業務	災対総務部 災対福祉部 災対土木部

※ 「応急対策職員派遣制度」による人的応援を受け入れる業務

図表 15 ボランティア調整班で調整する「受援業務」
(一般ボランティアを活用する業務)

	受援業務	業務の概要	所管
1	ボランティアセンター等に関する業務	・災害ボランティアセンター及び災害ボランティア地域センターの設置、運営業務 ・防災区民組織等との連絡業務	災対地域部 地域本部
2	避難所に関する業務※	・避難所運営等の支援業務	地域本部 災対福祉部 災対子ども部
3	物資に関する業務	・物資の仕分け、荷下ろし等の業務	災対総務部
4	復興支援に関する業務	・応急仮設住宅の見回り、見守り活動等業務	復興福祉部
5	要配慮者に関する業務	・要配慮者に対する生活支援業務 ・福祉施設等の運営業務	災対福祉部

※ 「応急対策職員派遣制度」による人的応援を受け入れる業務

図表 16 各所管部署で調整する「受援業務」
(専門性の高い業務等で、職員班・ボランティア調整班での調整が非効率となる業務)

	受援業務	業務の概要	所管
1	住宅・建築物等に関する業務※1、※2	・応急危険度判定業務 ・被災宅地危険度判定業務 ・被災住宅の応急修理に関する業務	災対都市計画部
2	災害廃棄物等に関する業務	・災害ごみ等の運搬、収集業務 ・災害がれき処理等に関する業務	災対清掃部
3	応急医療活動等に関する業務※1、※2	・応急医療、救護等に関する業務 ・地域健康管理チームの編成、運営業務 ・巡回健康相談等に関する業務 ・メンタルケアに関する業務	災対健康部 災対子ども部
4	健康・衛生に関する業務※2	・被災場所、避難所の衛生確保に関する業務 ・避難所の食品衛生指導業務 ・被災動物の管理に関する業務	災対健康部
5	道路・橋りょう等に関する業務	・道路・橋りょう等の復旧、障害物除去業務	災対土木部
6	要配慮者に関する業務※1、※2	・外国人への災害情報の提供業務 ・要配慮者に対する生活支援業務 ・福祉施設等の運営業務 ・保育園児等の応急保育業務	災対地域部 災対福祉部 災対子ども部

※1 「応急対策職員派遣制度」による人的応援を受け入れる業務

※2 専門ボランティアによる人的応援を受け入れる業務

(4) 応援要請団体等の活用の優先順位

「応急対策職員派遣制度」及びボランティアの両方を活用する「受援業務」について、発災当初はボランティアの募集等に時間を要する(図表 28 区におけるボランティア運用体制一覧を参照)ことから、「応急対策職員派遣制度」を優先して活用する。

第4章 人的受援

3 人的応援の受入体制と枠組み

3 人的応援の受入体制と枠組み

(1) 人的応援の基本的な枠組み

国、都及び区の基本的な応援の枠組みと応援の種類・応援主体は以下のとおり。

図表 17 人的応援の枠組み

基本的な枠組み	応援の種類・応援主体
新宿区による枠組み	・ 区が締結した地方公共団体との協定に基づく応援（東京都、伊那市、北杜市、沼田市、特別区など） ・ 区内の公共的団体、民間団体、学校等との協定に基づく応援
東京都による枠組み	・ 都内非被災区市町村による応援 ・ 都及び都が締結した公共的団体、民間団体等との協定に基づく応援
全国地方公共団体間の枠組み	・ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整） ・ 全国市長会・全国町村会の調整による応援 ・ 応急対策職員派遣制度に基づく応援（総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会）の調整） ・ 九都県市における災害時相互応援 ・ 21大都市における災害時相互応援 ・ 19大都市水道局災害時相互応援 など
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 ・ 消防庁：緊急消防援助隊 ・ 警察庁：救助・救急対策要員・警察災害派遣隊（即応部隊及び一般部隊） ・ 防衛省：自衛隊（災害派遣部隊） ・ 国土交通省：緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ・ 厚生労働省：救護班、災害派遣医療チーム（DMAT） ・ 厚生労働省：災害派遣精神医療チーム（DPAT） ・ 厚生労働省：災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT） ・ 環境省：災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net） ・ 文部科学省：被災文教施設応急危険度判定士 ・ 外務省：海外からの派遣 ・ （公社）日本医師会：日本医師会災害医療チーム（JMAT） ・ （公社）日本水道協会：給水車、給水要員、水道復旧要員 ・ （公社）日本下水道協会：下水道復旧要員 など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府（防災担当））（一部加筆）

(2) 受援調整体制

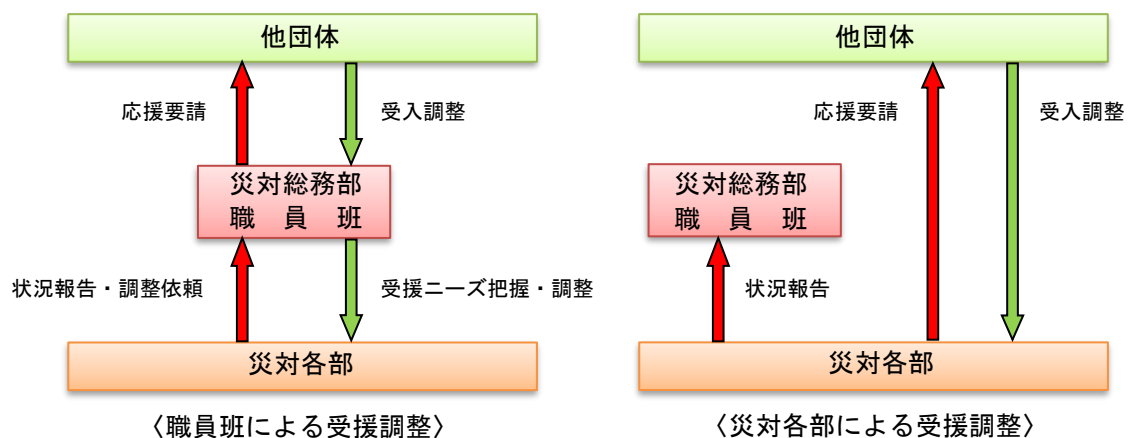
応援要請団体からの職員等の受入を円滑に行うため、職員班は『受援担当』として、区全体の人的受援に関する事項（ボランティアに関するものを除く）を総括する。災対各部は『業務担当窓口（受援）』を設置し、各班のニーズを取りまとめ、職員班の『受援担当』との調整を行う。

専門性の高い業務等で、職員班での調整が非効率となる事項については、災対各部が、直接各団体と受援調整を行う。災対各部は、各班が担当している業務の特性に応じ、「受援業務」に関する役割分担や応援職員の受入れに関する調整事項についてあらかじめ把握しておく。

また、職員班が区全体の受援状況を把握するため、災対各部は「受援業務」及び他応援団体職員等の活動状況等について、職員班に報告する。

複数の部を超えて調整が必要な事項等は、職員班で調整を行う。

図表 18 人的受援体制概念図



（出典：新宿区地域防災計画（令和5年度、新宿区防災会議））

(3) 都を通じた人的支援

区が、窓口である『都本部（区市町村調整部門）』へ人的応援の要請を行った場合、都は、『都本部（人員調整部門）』を通じ都庁内各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、『都本部（国・他県市等広域調整部門）』を通じ広域応援協定団体へ応援要請を実施する。その際、都は「応急対策職員派遣制度」を優先活用し、調整を行う。ただし、業務の専門性が高い場合など、協定等で制度化された応援手続きがあらかじめ定められている場合等は、この限りではない。

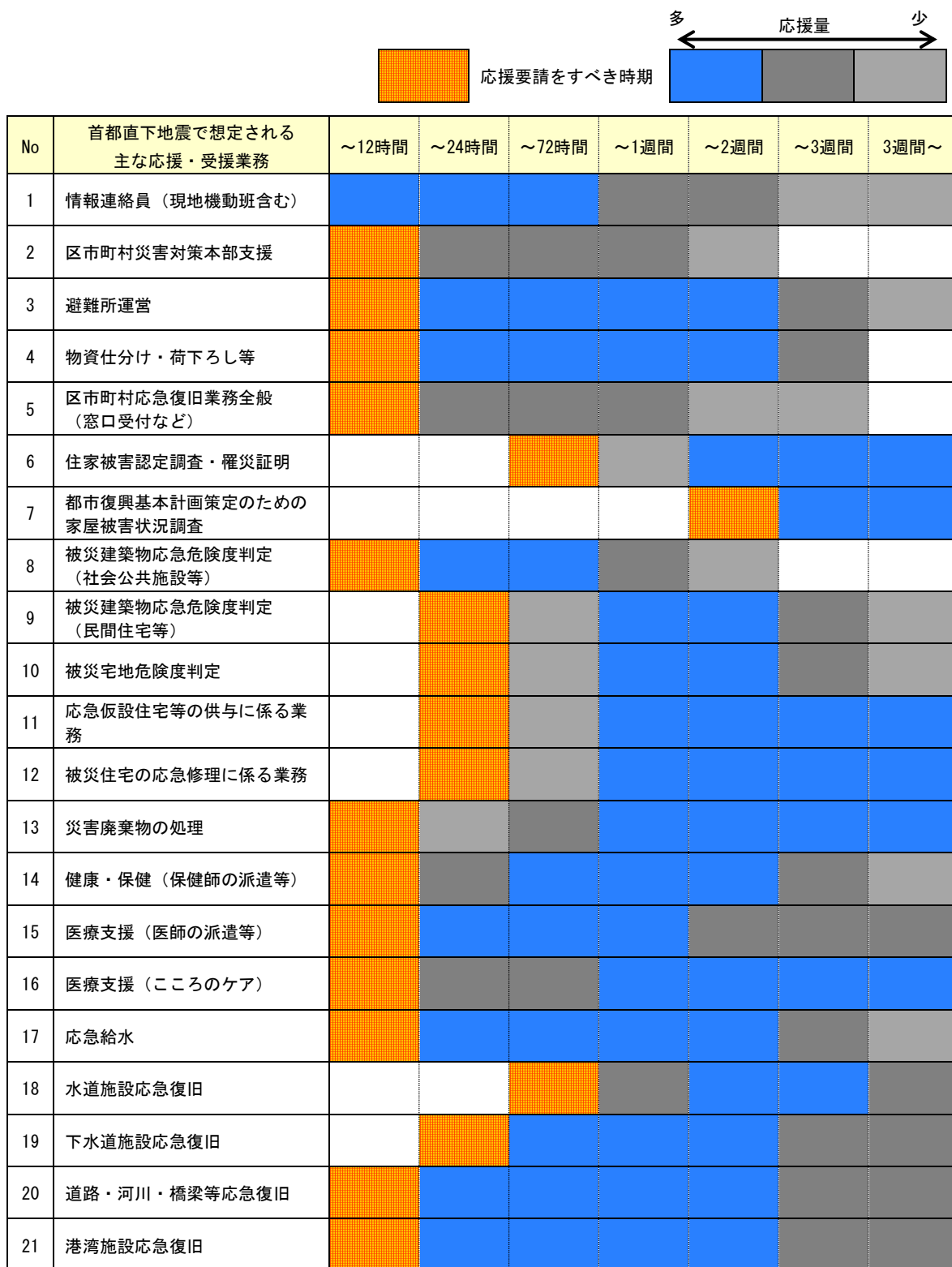
都は、首都直下地震等の大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務を、図表 19【参考】都を通じた主な応援対象業務のとおり整理している。これらの業務のうち、No. 1～No. 8は、都が広域応援協定を締結している全国知事会や九都県市等との応援職員派遣スキームに基づく業務であると考えられることから、『都本部（人員調整部門）』を通じ応援職員の要請を行う。No. 9～No. 21は、都庁内各局の個別の協定等により、応援要請の手続等があらかじめ定められている場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が応援職員を調整する業務であると考えられるため、原則として、都庁内各局災害対策本部等を通じ応援職員の要請を行う。なお、災害時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことが原則であるが、被害状況等により要請を行えない場合、『都本部（人員調整部門）』は、区からの要請が無くても人的支援（＝プッシュ型人的支援）に係る総合調整を実施するため、区は必要に応じて受け入れる。

区では、No. 3「避難所運営」及びNo. 6「住家被害認定調査・罹災証明」に関して、「応急対策職員派遣制度」を活用して人的応援の要請を行う。

第4章 人的受援

3 人的応援の受入体制と枠組み

図表 19 【参考】都を通じた主な応援対象業務



（出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年11月、東京都））

【参考】応急対策職員派遣制度（総務省）

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会及び地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしており、平成30年から運用している。

- ① 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会）で構成される応援職員確保調整本部にて、被災区市町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体（カウンターパート団体）として決定し、対口支援団体等による支援を実施する（第一段階支援）。
- ② 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となっていく。
- ③ 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する（第二段階支援）。
- ④ 被災区市町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。

（４）カウンターパート方式による応援

大規模な災害により被害が広範囲にわたるなど、応援対象の自治体が複数となる場合には、被災自治体ごとに支援を担当する自治体（対口支援団体、カウンターパート団体）が割り振られる。

カウンターパート団体は、被災自治体を原則一対一で担当し、支援業務や人員に関する調整などを主体的に行う。

区が『都本部（人員調整部門）』に対して応援を要請した場合、都は、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下、「確保調整本部」という。）へ報告し、カウンターパート団体の調整を行う。

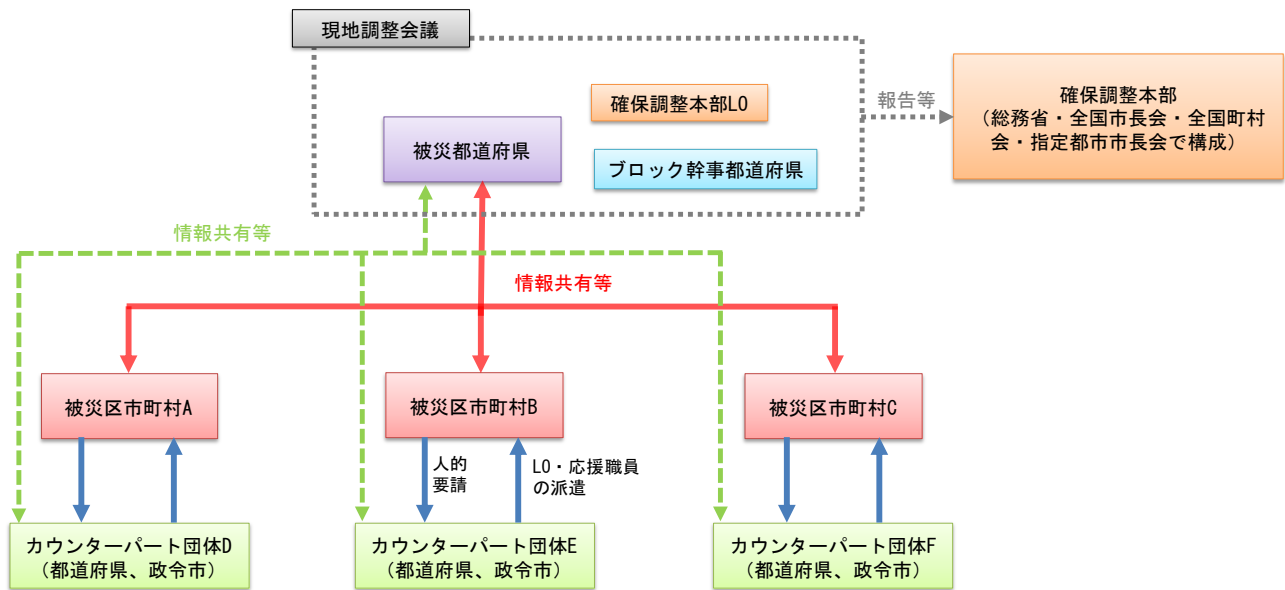
区の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合、『都本部（国・他縣市等広域調整部門）』から決定通知がある。

カウンターパート団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、区とカウンターパート団体で直接実施する。

人的支援の枠組みごとに受援応援の手続きは異なるが、大規模災害発生時には主に「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく広域的な人的支援が実施される。本システムでも採用されているカウンターパート方式のイメージは、図表 20 カウンターパート方式による受援応援のイメージ（被災市区町村応援職員確保システム）のとおりである。

第4章 人的受援
3 人的応援の受入体制と枠組み

図表 20 カウンターパート方式による受援応援のイメージ（被災市区町村応援職員確保システム）



（出典：東京都災害時市区町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月、東京都））

（5）応援職員の受入体制

区は、応援職員の受入れにあたり、応援職員の業務や活動を円滑に実施するための活動スペースや資機材、執務環境の整備に努める。応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境などをできる限り整えておくことが望ましい。

また、女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について、必要な取組を行う。特に女性専用の更衣室の確保や就寝場所の間仕切りを行う等が考えられる。応援職員を避難所等に派遣する場合に、可能な限り女性職員を含めるようにし、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して環境の整備を行う。

なお、過去の災害対応において、応援職員の被災地までの交通手段や宿泊先確保などについては、応援自治体側で手配を行う「自己完結型」が通例となっている。しかし、被災状況によっては応援職員の宿泊先確保が困難な場合も想定されることから、区による宿泊場所のあっせんや区施設の活用等も考慮する。

応援団体職員等を円滑に受入れるため、図表 21 応援職員等の受入にあたっての調整事項について調整等を実施する。

図表 21 応援職員等の受入にあたっての調整事項

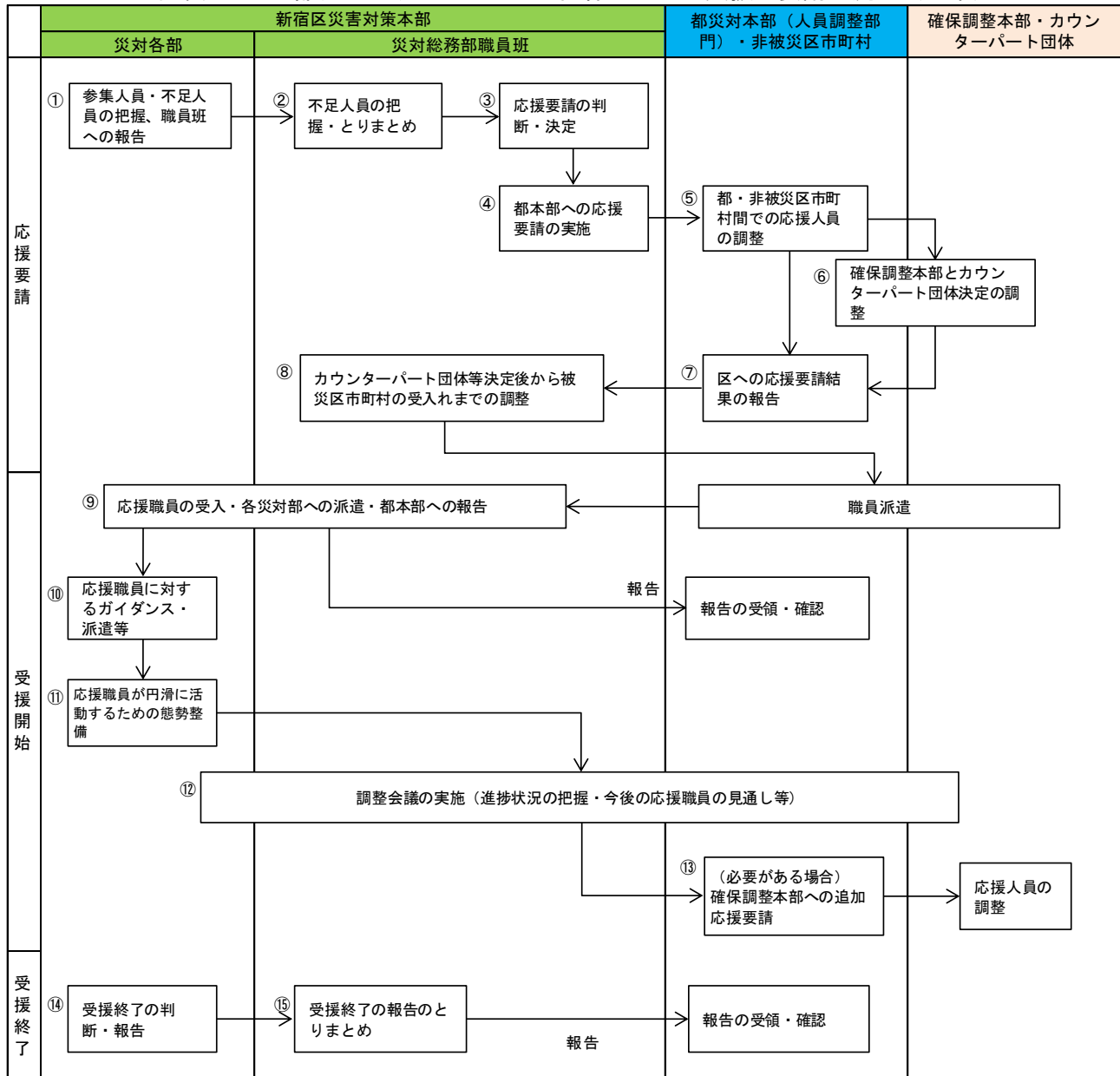
項目	内容
①待機場所（宿泊施設及び休息のための施設）	自己完結型で対応ができないことに備え、応援団体職員等が効率的な応援活動を行うため、1か所以上の施設の確保に努める。 また、民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結やあっせん等の取組を進める。
②食料等の提供及び燃料の供給	応援団体職員等への食料等の提供及び燃料の供給については、原則として応援団体で準備することを依頼し、必要に応じて職員班が調整する。
③応援団体職員等の携行品等	被害状況や気候等を勘案し、応援団体職員等に携行を依頼する品目（食料、飲料水、寝具、救助資機材等）を決め、職員班が通知する。
④応援職員等への説明	応援団体職員等が住家被害認定調査など、個別の知識・技術などが必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、あらかじめ災対各部が作成したマニュアル等により、事前の説明を行う。 応援団体職員等に対する説明については、災対各部が実施する。

4 人的受援の手順及び手続き

(1) 都及びカウターパート団体への人的支援の要請

都及びカウターパート団体への人的支援の要請は、図表 22 都及びカウターパート団体への人的支援の要請の流れ（基本）のとおりに実施する。

図表 22 都及びカウターパート団体への人的支援の要請の流れ（基本）



第4章 人的受援

4 人的受援の手順及び手続き

項目	内容
①【災対各部】参集人員・不足人員の把握、職員班への報告	職員の参集状況や災害の状況等を把握し、必要な人員から不足人員を算出し、職員班に報告する。
②【職員班】不足人員の把握・とりまとめ	災対各部の情報をとりまとめ、応援が必要な人員を算出する。
③【職員班】応援要請の判断・決定	人員不足が見込まれる場合、応援要請に関する判断・決定を行う。
④【職員班】都本部への応援要請の実施	『都本部（区市町村調整部門）』に対し、東京都災害情報システム（以下、「DIS」という。）のクロノロジーへの入力及び「応援要請シート」（P.60「様式1」参照）の添付により応援を要請する。 その際、以下の点について可能な限り明確にし、応援要請シートに記載するよう努める。 ・要請人数 ・期間 ・集合場所 ・業務内容 ・応援職員に求める要件（職種、資格、経験） ・必要な資機材等 なお、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、「応援要請シート」を提出するいとまがないときは、電話等により『都本部（人員調整部門）』あてに口頭で要請し、その後 DIS にて速やかに提出する。
⑤【都】都・非被災区市町村間での応援人員の調整	都は、要請内容を把握した後、都各局及び非被災区市町村と応援人員の調整を行う。
⑥【都】確保調整本部とカウンターパート団体決定の調整	都は、被災区市町村の応援要請が都各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、確保調整本部（広域応援協定団体）に対し、区へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。
⑦【都】区への応援要請結果の報告	『都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）』は、区への応援職員の派遣人数等を決定した場合、「応援要請シート」処理欄に応援団体等の名称、担当者連絡先、到着日時等、必要事項を記入し、DIS にて派遣要請結果を区へ報告する。 その際に、「応援職員等名簿」（P.61「様式2」参照）及び「受援状況報告書」（P.62「様式3」参照）の報告時期を区へ通知する。
⑧【職員班】カウンターパート団体等決定後から被災区市町村の受入れまでの調整	職員班は、都本部から提供された連絡先を使用し、カウンターパート団体と応援内容の詳細、被災状況、応援に必要な物品、集合場所等の調整を行い、DIS への入力等で都本部と情報共有する。
⑨【職員班、災対各部】応援職員の受入・災対各部への派遣・都本部への報告	応援職員が到着したら、応援職員を受け入れる災対各部は「応援職員等名簿」（P.61「様式2」参照）を作成し、職員班へ報告する。 職員班は受入れ状況を取りまとめ、「応援職員等名簿」及び「受援状況報告書」（P.62「様式3」参照）を『都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）』が指定するメールアドレスへ提出する。 災対各部の「応援職員等名簿」は応援職員の受入れの都度作成する。職員班は「受援状況報告書」の情報を定期的に更新し、都本部の指定する報告時期にあわせて活動状況を報告する。
⑩【災対各部】応援職員に対するガイダンス・派遣等	応援職員を受入れる災対各部は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンスを行い、各活動場所へ派遣する。

項目	内容
⑪【災対各部】応援職員が円滑に活動するための態勢整備	応援職員は複数の自治体から派遣され、個別に活動する場合も想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員を受け入れる災対各部が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。
⑫【職員班、災対各部】調整会議の実施	職員班、災対各部、都及びカウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。
⑬【都】（必要がある場合）確保調整本部への追加応援要請	区からの追加の人的応援要請等により、都本部が当初決定された応援団体等だけでは、区への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部が応援団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を行う。要請内容等は、都本部が当初区から応援要請を受けた DIS のクロノロジーの項目に追加入力する。
⑭【災対各部】受援終了の判断・報告	応援職員を受け入れている災対各部は、「受援業務」が終了した場合、または受援の必要がなくなった場合、職員班へ報告する。
⑮【職員班】受援終了の報告のとりまとめ	職員班は、受援終了の報告を含む受援状況を取りまとめ、『都本部（人員調整部門）』へ報告する。

第4章 人的支援

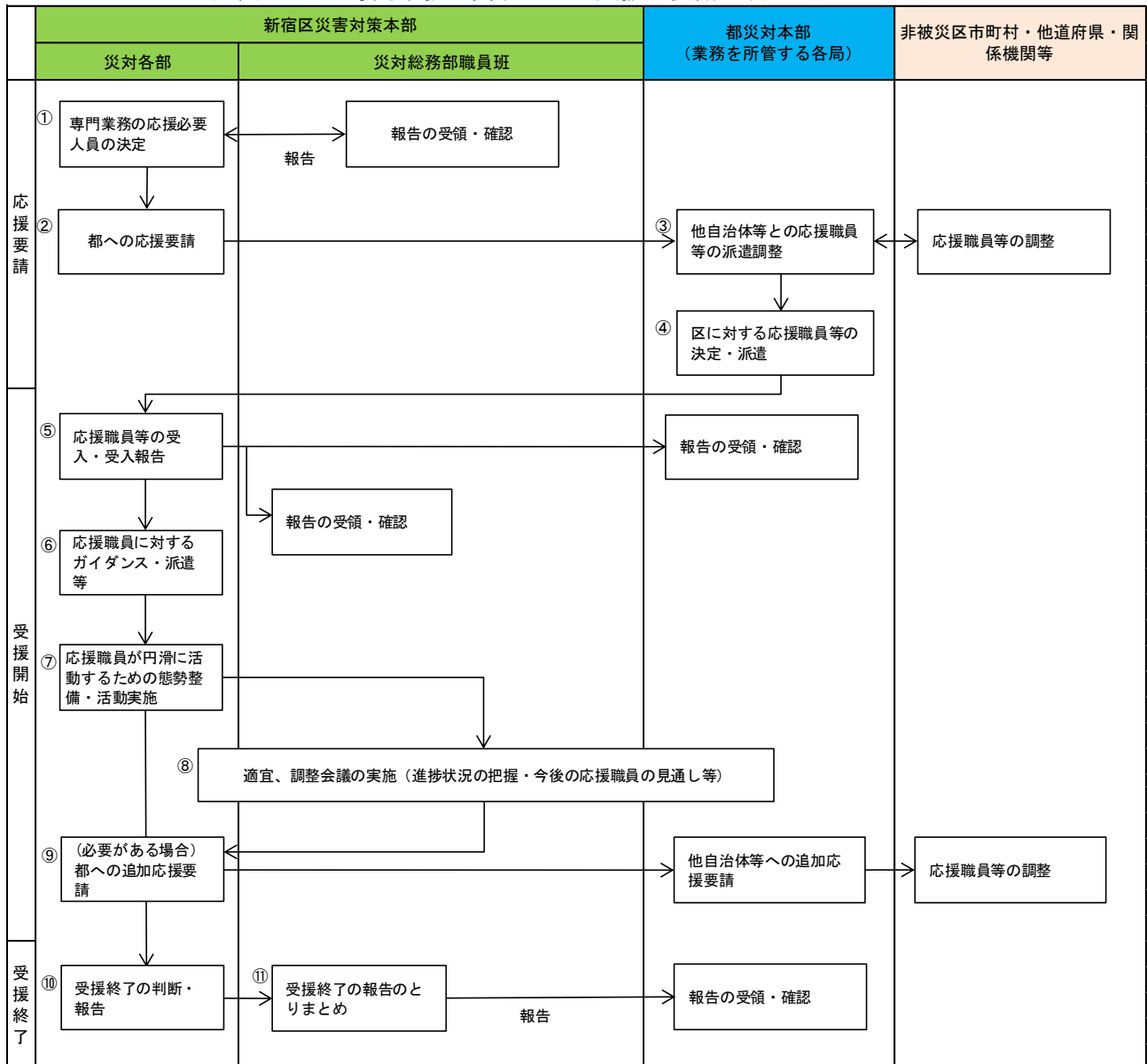
4 人的支援の手順及び手続き

(2) 専門業務に関する人的支援の要請

「受援業務」のうち、都各局との個別協定等による要請手続きが定められている業務や、国が所管する専門分野に関する業務については、災対各部が都の各局を通じて、応援の受入れに向けた調整を行う。

これらの専門業務に関する人的支援のうち、都各局との調整を図る要請のイメージを図表 2 3 専門業務に関する人的支援の要請の流れ（イメージ）に示す。なお、都各局との具体的な要請手続きが決まっている場合はその手続きに従う。

図表 2 3 専門業務に関する人的支援の要請の流れ（イメージ）



項目	内容
①【災対各部】専門業務の応援必要人員の決定	災対各部は、専門業務の応援必要人員のニーズを把握した上で、応援要請人数を決定し、職員班へ報告する。
②【災対各部】都への応援要請	災対各部は、専門業務について、定められた手続きに基づき、都の当該業務を所管する各局へ応援要請を行う。 調整状況はDISにて共有する。
③【都各局】他自治体等との応援職員等の派遣調整	都の当該業務を所管する各局は、要請内容を把握後、非被災区市町村、他道府県、関係機関等と調整し、応援職員等の派遣調整を行う。 調整状況はDISにて共有する。
④【都各局】区に対する応援職員等の決定・派遣	都の当該業務を所管する各局は、区に対する応援職員等を決定し、派遣する。
⑤【災対各部】応援職員等の受入、受入報告	応援職員等の到着後、応援職員を受け入れる災対各部は、「応援職員等名簿」(P.61「様式2」参照)を作成し、都の当該業務を所管する各局及び職員班に報告する。
⑥【災対各部】応援職員に対するガイダンス・派遣等	応援職員を受入れる災対各部は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンスを行い、各活動場所へ派遣する。
⑦【災対各部】応援職員が円滑に活動するための態勢整備・活動実施	災対各部は、応援職員が複数の自治体等から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、応援職員と状況に応じてミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。
⑧【職員班、災対各部、都情報連絡員、支援担当自治体情報連絡員】調整会議の実施	職員班、災対各部、都情報連絡員、支援担当自治体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催する等、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。
⑨【災対各部】（必要がある場合）都への追加応援要請	災対各部は、追加の応援要請が必要と判断した場合、都の当該業務を所管する各局へ応援要請を行う。
⑩【災対各部】受援終了の判断・報告	応援を受け入れている災対各部は、「受援業務」が終了する、または受援の必要がなくなった場合、職員班へ報告する。
⑪【職員班】受援終了の報告のとりまとめ	職員班は、受援終了の報告を含む受援状況を取りまとめ、都各局へ報告する。

※ この手順は、専門業務に関する都への人的支援要請のイメージを示している。具体的な要請手続きが定まっている業務の場合は、その手続きに従う。

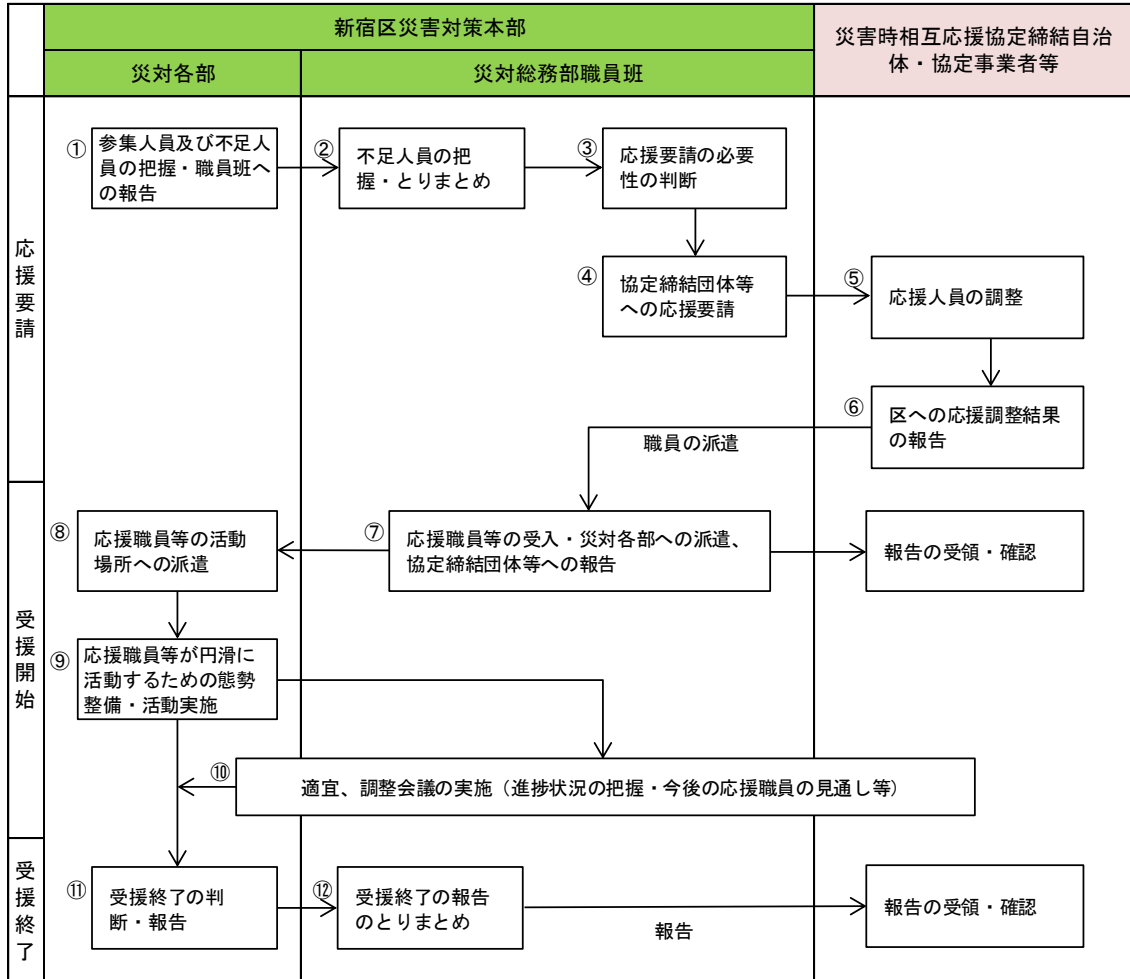
第4章 人的受援

4 人的受援の手順及び手続き

(3) 災害時相互応援協定締結自治体、協定事業者、その他自治体等への人的支援の要請

区が相互応援協定を締結している他自治体への応援要請は、状況に応じて協定の趣旨に基づき実施する。その際、他の応援協定団体等と要請内容が重複しないよう調整する。

図表 2 4 災害時相互応援協定締結自治体・協定事業者等への人的支援要請の流れ



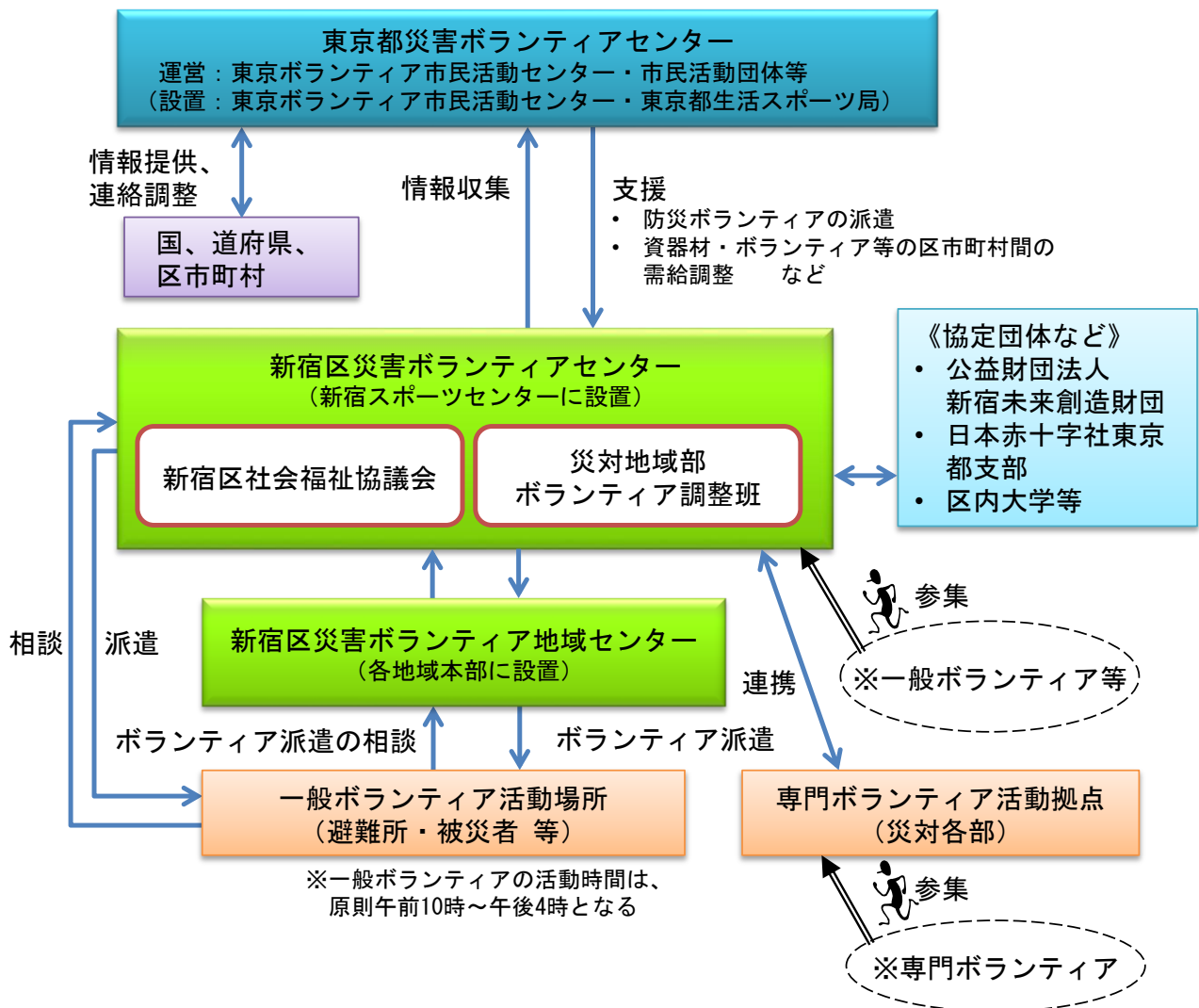
※ この流れは、図表 2 2 都及びカウンターパート団体への人的支援の要請の流れ（基本）に準じて記載している。応援団体との具体的な要請手続きが決まっている場合はこれに従う。

5 ボランティアの受入れ等

(1) ボランティアの受入体制

大規模災害時の膨大なニーズに対応するため、区は「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、社会福祉協議会と連携し、図表 25 区のボランティアの受入体制の概要のとおり、災害ボランティアセンター（主な役割は、図表 26 災害時における災害ボランティアセンターの役割を参照）を新宿スポーツセンターに設置し、ボランティアの受入れを行う。また、区は災害ボランティア地域センターを各地域本部に設置し、避難所等のボランティア需要を集約し、災害ボランティアセンターにボランティア派遣を要請する。設置・運営にあたっては、「新宿区災害ボランティアセンター運営マニュアル」及び「災害時応急活動マニュアル」等に基づいて実施する。

図表 25 区のボランティアの受入体制の概要



（出典：新宿区地域防災計画（令和5年度、新宿区防災会議））

第4章 人的受援

5 ボランティアの受入れ等

図表 26 災害時における災害ボランティアセンターの役割

- ・ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整
- ・被災者ニーズの把握、被災世帯調査
- ・ボランティアの募集、マネジメント
- ・ボランティア活動の支援（受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理）
- ・様々な支援活動・支援への資源などの調整（資機材の調達等）
- ・情報発信（被災者への支援活動の告知、マスコミ対応）
- ・ボランティア活動に関わる事務（ボランティア活動保険加入、高速道路無料化等）

（出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動センター資料）

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営

実施主体：災対地域部ボランティア調整班・新宿区社会福祉協議会

設置場所：新宿スポーツセンター

イ 災害ボランティア地域センターの設置・運営

実施主体：地域本部庶務班・地域本部地域活動班

設置場所：各地域本部

（2）ボランティア種別

ボランティアは一般のボランティア（個人及び NPO 等団体）と一定の技能をもつ専門ボランティアに分かれる。区が募集するボランティアは、図表 28 区におけるボランティア運用体制一覧のとおり、都が募集するボランティアは、図表 29 東京都防災ボランティア等の活動内容のとおりである。

ア 一般ボランティア

図表 27 一般ボランティアの主な活動内容のとおり、運搬・配送・仕分け（救援物資：食料・衣料・学用品等）、片付け、炊き出し、その他専門分野に属さないことを行う。

一般ボランティアは災害ボランティアセンターに参集し、必要に応じて災害ボランティア地域センターを経由して避難所等活動場所へ派遣される。

図表 27 一般ボランティアの主な活動内容

主な活動内容	
避難所運営支援	・避難所での炊き出しや洗濯等
物資の仕分け・配布支援	・避難所等での物資の仕分けや配布
復興支援	・被災住宅や屋外のがれき等の片付け ・仮設住宅への引っ越し手伝い ・生活関連等に関する情報発信
要配慮者等支援	・避難者や要配慮者の傾聴・心理ケア ・被災住宅への訪問と安否確認 ・在宅避難者等のための買い物代行

イ 専門ボランティア

福祉、医療、建築、通訳等の専門分野を行う。

専門ボランティアは災対各部と調整し、直接災対各部の指定する活動場所へ参集する。専門ボランティアの確保にあたっては、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づく防災ボランティア制度の活用も検討する。

図表 28 区におけるボランティア運用体制一覧

項目	一般ボランティア	福祉ボランティア	医療ボランティア	建築ボランティア	通訳ボランティア
災対班	ボランティア調整班（地域コミュニティ課）	福祉調整班（地域福祉課）	健康調整班（健康政策課）	都市計画調整班（都市計画課） 被災建築等調査班（建築指導課）	多文化班（多文化共生推進課）
連携先	新宿区社会福祉協議会	—	—	—	新宿未来創造財団
災対班活動拠点	新宿スポーツセンター1階（災害ボランティアセンター設置）	本庁舎2階地域福祉課	東新宿保健センター1階（災害医療救護支援センター設置）	本庁舎8階都市計画課、建築指導課	本庁舎1階多文化共生推進課
募集※1	①区ホームページ・SNS（新宿区社会福祉協議会のホームページを参照）	①区ホームページ・SNS	①区ホームページ・SNS ②関係医療機関等への要請	①建築士会等建築団体へ地元判定士を要請（被災建築等調査班） ②判定士が不足する場合は、東京都防災ボランティア制度の「応急危険度判定員」及び「被災宅地危険度判定士」の派遣を要請（都市計画調整班）※2	①新宿区災害時通訳ボランティアに要請（事前登録者に新宿未来創造財団がメールにより要請） ②東京都防災ボランティア制度の「東京都防災（語学）ボランティア」の派遣を要請
受付期間	発災1週間以降から当面の間	発災3日目以降から当面の間	発災4日目以降から当面の間	発災から1週間	発災3日目以降から当面の間
派遣までの流れ	①受付・登録 ②区民・避難所等の需要確認 ③希望確認・需要と合うボランティアを選定 ④災害ボランティアセンターに参加 ⑤チーム編成 ⑥活動場所に派遣※3	①受付・受付簿作成 ②二次避難所等の需要確認 ③需要と合うボランティアを選定 ④電話等で依頼 ⑤活動場所に直接参集	①受付・登録票作成 ②医療救護所等の需要確認 ③需要と合うボランティアを選定 ④電話等で依頼 ⑤医療救護所に直接参集	①受付・名簿作成 ②活動場所の需要確認 ③派遣先の決定 ④電話等で依頼 ⑤活動場所に直接参集	①避難所等からの派遣要請受領 ②「新宿区災害時通訳ボランティア」に希望確認・依頼 ③避難所等に直接参集※4

※1 衣食住等は「自己完結」を前提として募集

※2 さらに判定士が不足する場合は、都市計画調整班が区ホームページ等で募集

※3 当日受付者は活動登録用紙を記入し、需要を紹介し、チーム編成の上、活動場所に派遣

※4 「東京都防災（語学）ボランティア」は、都のシステムを通じて外国人災害時情報センターに依頼し、避難所等に直接参集

第4章 人的受援

5 ボランティアの受入れ等

図表 29 東京都防災ボランティア等の活動内容

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	区市町村または都道府県からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施 平常時は、消防署が区民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」及び「コーディネーター講習」を実施

第5章 物的受援

1 物的受援に関する基本的考え方

＜発災直後から発災後3日間＞

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、区は区民に対し、食料・水・生活必需品について、最低3日分できれば1週間分の家庭内備蓄を推進している。

一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、都・区は連携して、避難所生活者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

避難所では、1日目は避難所の備蓄物資を活用する。2日目から3日目までは都備蓄物資と区備蓄倉庫保管の備蓄物資を活用する。

＜発災後4日目以降＞

国は、区及び都の備蓄物資（避難所備蓄物資、区備蓄倉庫保管の備蓄物資、都備蓄物資）が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）。

都は、区からの要請に対して、国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応するが、対応が困難な場合には、国、協定事業者及び他道府県等（広域応援協定団体等）に対し、物資の支援要請を行う。

その際、国等からの支援物資については、原則都が受入れを行い、区へ輸送する。

＜都から区に向けたプッシュ型支援＞

発災当初は、区内の正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに、食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。

＜プル型支援への切り替え＞

都は、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組みに切り替える。

図表 30 物資種別と支援時期の目安

物資種別	発災～3日間	発災4～7日目	発災1週間以降～
都・区市町村 （備蓄物資）			
国 （支援物資）		（プッシュ型支援）  	（プル型支援） 
協定事業者 （調達物資）			
広域応援協定団体 （支援物資）			

（出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年11月、東京都））

第5章 物的受援

2 物的支援の受入体制と枠組み

図表 3 1 プッシュ型支援とプル型支援物資供給

	プッシュ型支援	プル型支援
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

(出典：支援物資供給の手引き（平成25年9月、国土交通省国土交通政策研究所）)

2 物的支援の受入体制と枠組み

(1) 物的支援に係る各団体の役割

物的支援の受入れにあたっては、物資受入れ時の業務及び役割分担について整理するとともに、必要となる物資の把握方法、受入拠点の運営体制及び避難所等への輸送手段等についても準備を行う必要がある。

区への物的支援に係る各団体の役割は、図表 3 2 各団体の役割（物的支援）のとおりである。

図表 3 2 各団体の役割（物的支援）

名称	役割
都（災害対策本部）	都は、発災時には、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部の下に『各局調整部門（物資・輸送調整チーム）』（都庁各局や関係団体、事業者等で構成）を設置する。 発災後、都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給するとともに、国や道府県等の支援物資を受け入れる広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、トラックターミナル、埠頭、空港等）の開設を行う。
国（現地対策本部）	国は、発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫等）にプッシュ型支援を開始する。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。
協定締結事業者（都）	物資輸送に関する協定事業者は、都備蓄倉庫や広域輸送基地から地域内輸送拠点に輸送する。 物資調達に関する協定事業者は、都の求めに応じ速やかに物資を調達し、広域輸送基地及び地域内輸送拠点に物資を輸送する。
協定締結事業者（区）	物資輸送に関する協定事業者は、区備蓄倉庫や中央集積所（地域内輸送拠点）から避難所又は集積所に輸送する。また、集積所から避難所等に輸送する。 物資調達に関する協定事業者は、区の求めに応じ速やかに物資を調達し、中央集積所（地域内輸送拠点）や避難所等に調達物資を輸送する。
相互応援協定団体	相互応援協定団体は、区の要請に基づき支援を行う。
広域応援協定団体	広域応援協定団体は、都の要請に基づき、区の支援を行う。区と調整し、中央集積所（地域内輸送拠点）や避難所等に支援物資を輸送する。

(2) 物的受援における各班の主な役割

区における物的支援の受入から輸送までの主な役割は、図表 3 3 物的支援の受入から輸送に係る役割分担のとおり。

また、支援物資の供給体制は、図表 3 4 物資供給体制の概要のとおり。

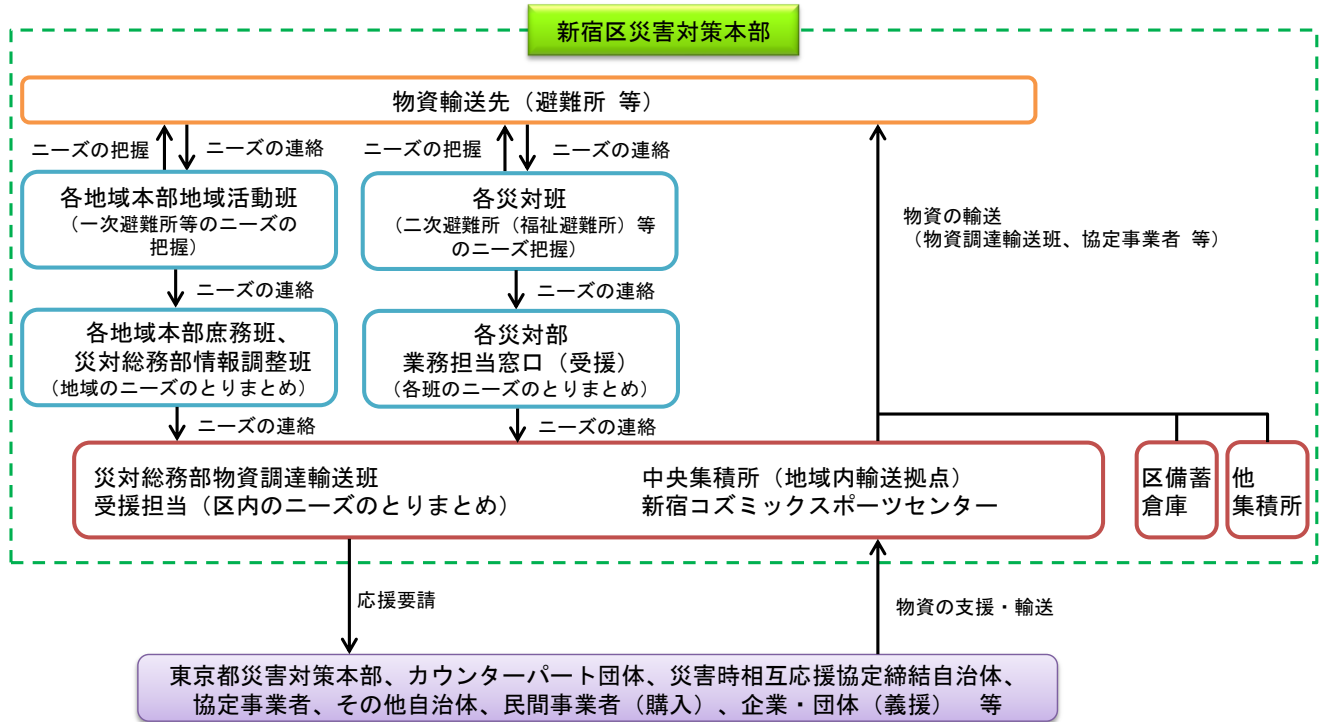
図表 3 3 物的支援の受入から輸送に係る役割分担

担当【主な活動場所】	主な業務内容
物資調達輸送班 【中央集積所等】	物的受援における区の『受援担当』として、次の業務を担う。 ・ 物資の調達、提供（区の備蓄物資を含む）の判断を行い、支援物資供給の中心的な役割を果たす。 ・ 各地域本部及び災対各部の要請に基づいて区内備蓄の使用、都及び関係団体への支援要請を判断する。 ・ 費用の支払いに備え、物資の供給履歴を管理する。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）を開設・運営する。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）において、物資の受入・検査・集積を行う。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）の物資集積状況に応じて、集積所を開設・運営する。 ・ 物資の輸送に必要な車両を調達する。また、輸送に関する協定締結団体等に協力を要請する。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）から避難所等へ輸送する。
福祉調整班 【二次避難所等】	区の義援物資担当者として、次の業務を担う。 ・ 企業及び団体等からの義援物資の受入の判断を行い、義援物資供給の中心的な役割を果たす。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）において、義援物資の受入・確認・集積を行う。 ・ 二次避難所（福祉避難所）等の物資ニーズを災対福祉部内の各災対班の報告から把握し、物資ニーズを集約し、物資調達輸送班へ報告する。 ・ 中央集積所（地域内輸送拠点）の運営について、物資調達輸送班に協力する。
地域本部庶務班 【一次避難所等】	各地域本部の『受援担当窓口（受援）』として、次の業務を担う。 ・ 地域活動班からの報告をとりまとめ、物資ニーズを集約し、物資調達輸送班へ報告する。
地域本部地域活動班 【一次避難所等】	各地域本部の一次避難所担当として、次の業務を担う。 ・ 避難所運営管理協議会との連絡調整もしくは巡回により、一次避難所等の物資ニーズを把握し、災害情報システム等で庶務班・情報調整班に報告する。 ・ 避難所運営管理協議会による給食活動体制、物資の配布方法について確認する。 ・ 区備蓄倉庫、中央集積所（地域内輸送拠点）及び集積所から搬送された食料等の荷下ろしについて協力を行う。
各災対部 【各活動場所】	災対各部の『受援担当窓口（受援）』として、次の業務を担う。 ・ 災対各部で物的受援を要する際は、災対各部の庶務を担う班において、災対部内の各災対班の報告をとりまとめ、物資ニーズを集約し、物資調達輸送班へ報告する。
各災対班 【各活動場所】	災対各班として、次の業務を担う。 ・ 災対班内の物資ニーズを集約し、物的受援を要する際は、災対各部の『受援担当窓口（受援）』へ報告する。

第5章 物的受援

2 物的支援の受入体制と枠組み

図表 3 4 物資供給体制の概要



※「支援物資」は、被災者支援のために使用する物資であり、災対各部の活動に必要な物品（事務用品等）は原則、災対各部で調達する。

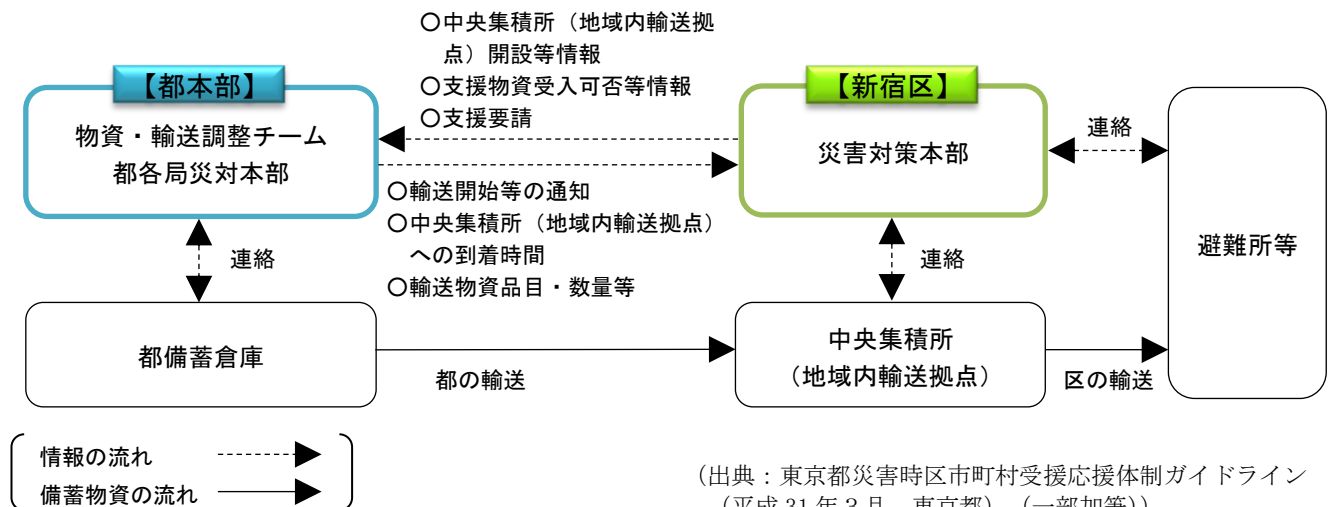
（3）物的受援の流れ

ア 発災直後からおおむね3日間の活動

区は、区及び都の備蓄物資を避難所に供給する。都から寄託を受けている物資について、事前に都の承認を得て、避難所等で被災者に配布する。ただし、発災直後等緊急を要すると区が判断した場合は、被災者への配布を優先して実施し、事後に都へ報告するものとする。

都からの備蓄物資や発災後4日目以降の物資を受入れるため、新宿コズミックスポーツセンターに中央集積所（地域内輸送拠点）を開設する。この期間の区の主な活動イメージは、図表 3 5 中央集積所（地域内輸送拠点）等の開設・運営と都備蓄物資の配分・輸送のとおり。

図表 3 5 中央集積所（地域内輸送拠点）等の開設・運営と都備蓄物資の配分・輸送

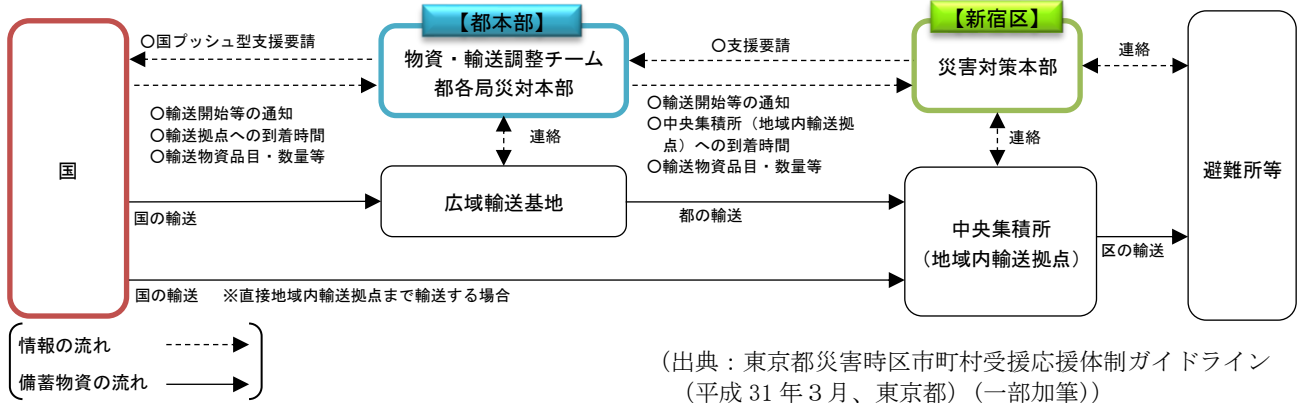


（出典：東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン（平成31年3月、東京都）（一部加筆））

イ 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

国のプッシュ型支援による物資の受入れ、配分、輸送が本格化する。区は、国のプッシュ型支援による物資以外の品目が必要となる場合には、現地調達又は都への要請等により対応する。この期間の区の主な活動イメージは、図表 36 国支援物資（プッシュ型支援）の受入れのとおり。

図表 36 国支援物資（プッシュ型支援）の受入れ

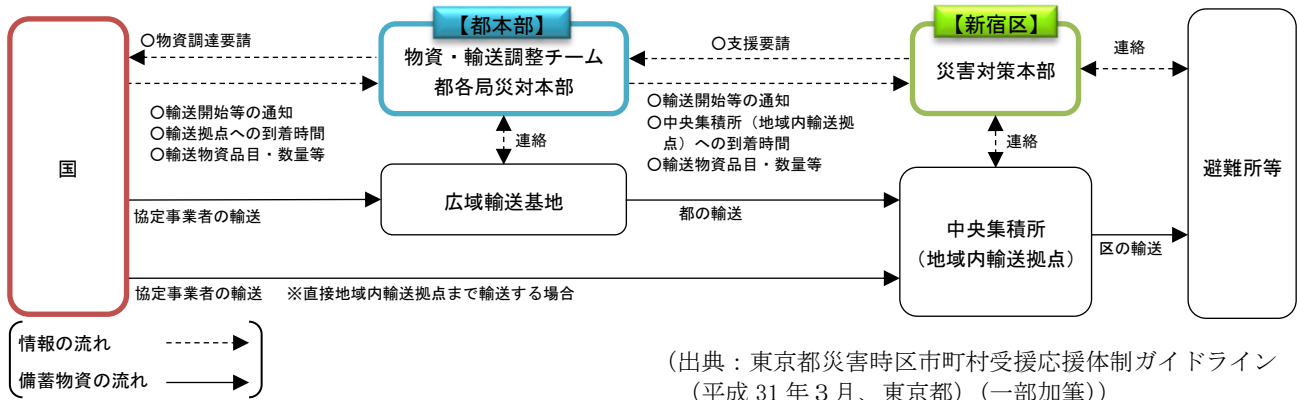


ウ 発災からおおむね1週間以降の活動

国のプッシュ型支援が終了し、区は、現地調達又は都に対するプル型支援による物資で対応する。

避難所において、多種多様な品目が必要となる時期でもあり、避難所のニーズ把握が重要な時期となる。この期間の区の主な活動イメージは、図表 37 協定事業者調達物資・国支援物資（プル型支援）の受入れのとおり。

図表 37 協定事業者調達物資・国支援物資（プル型支援）の受入れ



（4）想定される物資輸送先

ア 一次避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護する施設。

震度5弱以上の地震により自主開設（平日は学校職員等、夜間・休日等は避難所運営管理協議会（町会・自治会等））される（原則7日間）。避難所の避難者以外にも、在宅避難者への物資供給・情報提供拠点となる。

イ 二次避難所（福祉避難所）

災害により、自宅や避難所での生活が困難な人のための施設。高齢者用、乳幼児親子・妊婦用、障害者用等があり、災対福祉部及び災対子ども部が開設する。一次避難所の避難者のうち、

第5章 物的受援

3 物的受援の手順及び手続き

配慮を要する避難者が状況に応じて利用する。

ウ 帰宅困難者一時滞在施設

帰宅が困難になった区内滞留者を収容する施設で、開設期間は原則3日間までとする。基本的には、公共交通機関の復旧あるいは、都による代替交通手段整備までの間に留まる場所となる。区・都・国立施設を指定（32か所）するとともに、民間等施設と「帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定」の締結を進めている。

3 物的受援の手順及び手続き

（1）都及びカウンターパート団体への物的受援の要請手続き

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、都は、区からの応援要請に基づき、広域応援協定団体への応援を要請し、区にカウンターパート団体が設定される。

発災直後のカウンターパート団体決定前は、都が広域応援協定団体に包括的に物資調達の応援を要請する。区にカウンターパート団体が設定された後は、区が当該団体に直接要請し、支援が必要な物資の品目、数量、輸送先等を調整する。

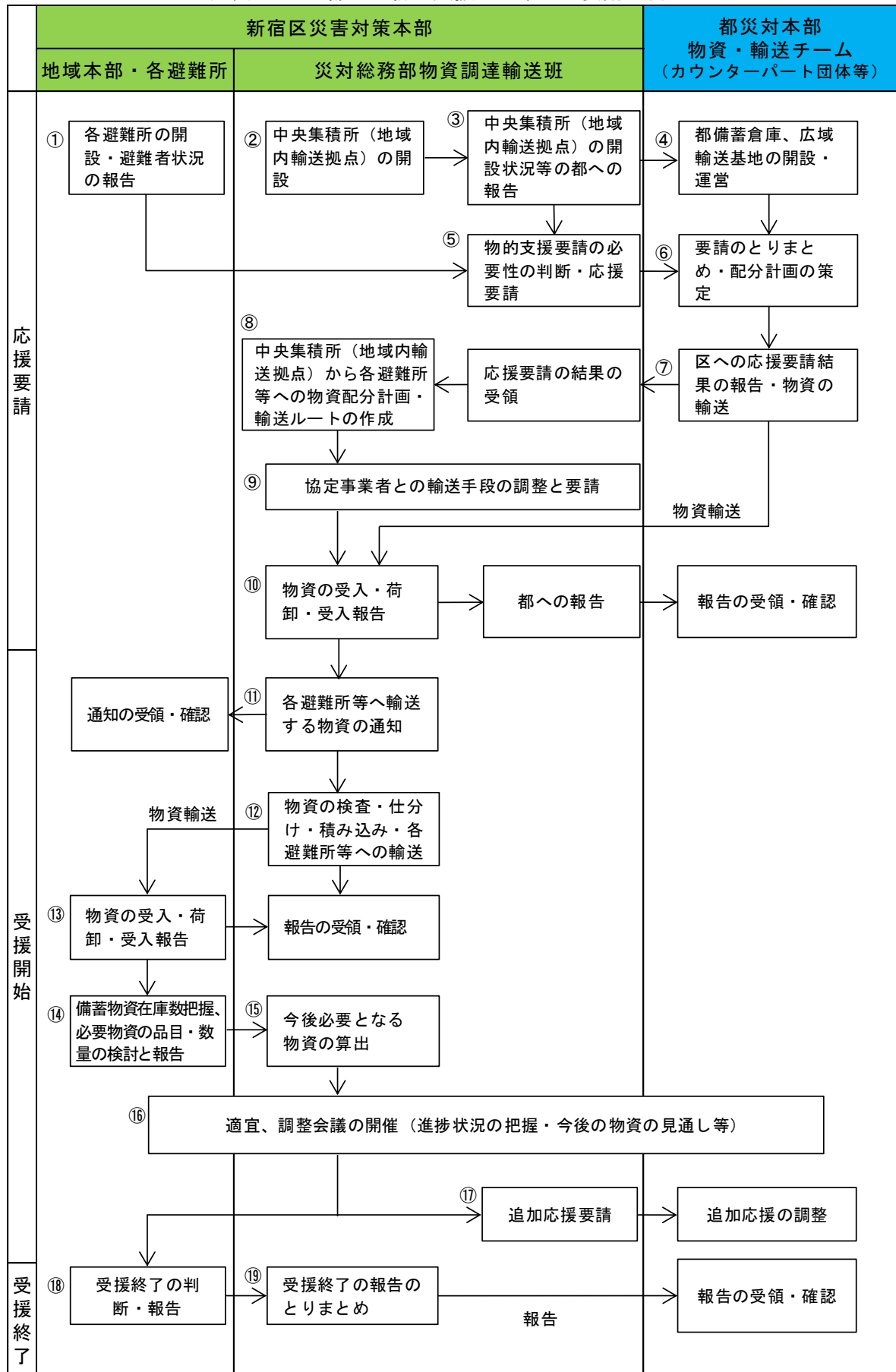
以下、都及びカウンターパート団体への物的支援の要請の流れについて示す。

なお、以下はあくまで基本的な流れを示したものであり、実際には、避難者数や物資の量、道路の被害状況等、様々な状況を勘案した上で対応を行うものとする。

ア 都本部への応援要請

都本部への都備蓄物資、国支援物資、都の締結している協定事業者物資についての要請手順は、図表 38 都への物的支援の基本的な要請の流れのとおり。

図表 38 都への物的支援の基本的な要請の流れ



第5章 物的受援

3 物的受援の手順及び手続き

手順	内容
①【地域本部】各避難所の開設・避難者状況の報告	応援要請を行うにあたり、避難所の避難者数を把握し、災害情報システムで報告し、情報調整班は物資調達輸送班へ伝達する。
②【物資調達輸送班】中央集積所（地域内輸送拠点）の開設	物資調達輸送班は、都備蓄物資等の受入拠点である新宿コズミックスポーツセンターの施設及び接道の被害状況等を確認し、中央集積所（地域内輸送拠点）を開設する。
③【物資調達輸送班】中央集積所（地域内輸送拠点）の開設状況等の都への報告	中央集積所（地域内輸送拠点）の開設状況等について、物資調達・輸送調整等支援システム※（以下、「物資システム」という。）への入力により都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。
④【都】都備蓄倉庫、広域輸送基地の開設・運営	都は、都備蓄倉庫及び広域輸送基地の施設及び接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。被災により広域輸送基地の使用が困難な場合は、代替施設として民間物流施設等の活用を検討する。
⑤【物資調達輸送班】物的支援要請の必要性の判断・応援要請	応援要請を行うにあたり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ物資システムを使用して応援を要請する。 被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。
⑥【都】要請のとりまとめ・配分計画の策定	都本部（物資・輸送調整チーム）は、区からの要請について取りまとめを行う。なお、区の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、プッシュ型支援を検討する。 区からの要請及び都の確保する在庫量等を踏まえ、物資の配分について、割り振りを行う。
⑦【都】区への応援要請結果の報告・物資の輸送	都本部（物資・輸送調整チーム）は、区への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、区へ物資システムにより通知する。 協定事業者との連携により、中央集積所（地域内輸送拠点）へ輸送する。
⑧【物資調達輸送班】中央集積所（地域内輸送拠点）から各避難所等への物資配分計画・輸送ルートの作成	物資調達輸送班は、備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、物資の配分計画、中央集積所（地域内輸送拠点）から各避難所等への輸送ルートを作成する。
⑨【物資調達輸送班】協定事業者との輸送手段の調整と要請	物資調達輸送班は、協定事業者へ各避難所等への輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者から、確保が可能な輸送手段等の連絡を受ける。 また、配分計画に基づき協定事業者と輸送の調整を行う。
⑩【物資調達輸送班】物資の受入・荷卸、受入報告等	物資調達輸送班は、中央集積所（地域内輸送拠点）において支援物資の受入れが完了した後、都本部（物資・輸送調整チーム）へ物資システムを用いて到着を報告する。
⑪【物資調達輸送班】各避難所等へ輸送する物資の通知	物資調達輸送班は、中央集積所（地域内輸送拠点）から各避難所等に輸送する支援物資の品目・数量を各避難所等へ通知する。 この際、以下の点を可能な限り報告するよう努める。 ・輸送する物資の品目・数量 ・出発日時・出発地 ・各避難所等への到着予定日・時刻 ・連絡先 等
⑫【物資調達輸送班】物資の検査・仕分け・積み込み、各避難所等への輸送	物資調達輸送班は、中央集積所（地域内輸送拠点）において受け入れた支援物資を、物資配分計画に基づき、仕分け・積み込みを行い、協定事業者へ輸送を依頼する。仕分け作業等の際は、ボランティアを活用する。 協定事業者は、支援物資を各避難所等へ輸送する。

手順	内容
⑬【地域本部・各避難所】 物資の受入・荷卸、受入 報告	各避難所は、中央集積所（地域内輸送拠点）から輸送された支援物資を受け入れる。 各避難所において支援物資の受入れが完了した後、地域本部は、物資調達輸送班へ報告する。
⑭【地域本部・各避難所】 備蓄物資在庫数把握、必要物資の品目・数量の検討と報告	各避難所は、備蓄品の在庫数量や避難所の状況等を踏まえ、今後避難所で必要となる物資の品目・数量等について検討し、検討結果を地域本部に報告する。 地域本部は、物資調達輸送班が今後必要となる物資の算出ができるよう、地域で必要となる物資の品目・数量等について整理・報告する。
⑮【物資調達輸送班】今後 必要となる物資の算出	各地域本部の情報を集約し、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後区で必要となる物資の品目・数量等について検討する。
⑯【物資調達輸送班・災対 各部・都情報連絡員】調 整会議の開催	物資調達輸送班は、災対各部、都の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催し、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。
⑰【物資調達輸送班】追加 応援要請	物資調達輸送班は、更なる応援要請が必要な場合、必要な物資の品目・数量等について都本部（物資・輸送調整チーム）に要請を行う。
⑱【地域本部】受援終了の 判断・報告	地域本部は、受援の必要がなくなった場合、物資調達輸送班へ報告する。
⑲【物資調達輸送班】受援終 了の報告のとりまとめ	物資調達輸送班は、受援終了の報告を含む受援状況を取りまとめる。

※ 物資システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。都道府県及び区市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・区市町村で共有できるよう内閣府が開発し、令和2年度から運用開始。

第5章 物的受援

4 物資の集積所

イ カウンターパート団体決定後の物資要請

都は、区からの物資応援要請に対し都備蓄物資での対応や輸送手段の確保が困難と見込まれる場合、広域応援協定団体に応援を要請する。都は、カウンターパート団体が決定した場合、区にDISを用いて通知する。

区は、カウンターパート団体決定後は当該団体と直接調整を行い、DISへの入力等により『都本部（国・他県市等広域調整部門）』に情報共有する。

カウンターパート団体決定後の広域応援協定団体への物資要請手順についても、**図表 38 都への物的支援の基本的な要請の流れ**のとおり実施するものとし、図表中の【都】については、【カウンターパート団体】として適宜読み替えるものとする。

(2) 区の協定事業者への物資要請や民間事業者等からの購入

区の協定事業者等への物資要請は、物資調達輸送班が実施し、災対各部が自ら調達することが効率的な場合は、自ら調達し物資調達輸送班へ報告する。

4 物資の集積所

支援物資の輸送・集積場所は、原則として中央集積所（地域内輸送拠点）である新宿コズミックスポーツセンターに開設する。避難所の開設状況、施設及び接道の被害状況、必要な物資の品目及び量等、状況に応じてその他の施設を集積所として開設する。

また、被災状況によりあらかじめ選定した中央集積所（地域内輸送拠点）が確保できない場合は、可及的速やかに代替地を選定・確保する。

支援物資の集積所は、交通の利便及び避難所への輸送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとし、中央集積所（地域内輸送拠点）の物資集積状況に応じて、開設する。今後も、輸送ルート等を適宜見直すとともに、発災状況に応じた集積所の運用など、物資輸送体制の強化を図る。

図表 39 区内の物資の集積所

	施設名	住所
1	新宿コズミックスポーツセンター (中央集積所かつ地域内輸送拠点を兼ねる)	大久保 3-1-2
2	区役所本庁舎	歌舞伎町 1-4-1
3	四谷地域センター	内藤町 87
4	上落合防災活動拠点	上落合 2-26-4
5	北新宿公園	北新宿 3-20
6	津久戸小学校	津久戸町 2-2
7	四谷第六小学校	大京町 30
8	新宿スポーツセンター	大久保 3-5-1

5 企業・個人からの義援物資の取扱い

義援物資の受領及び配分計画に関することは災対福祉部福祉調整班（以下、「福祉調整班」という。）が処理する。ただし、個人、企業・団体からの義援物資の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、受入及び物資輸送については物資調達輸送班と連携して対応する。

(1) 個人

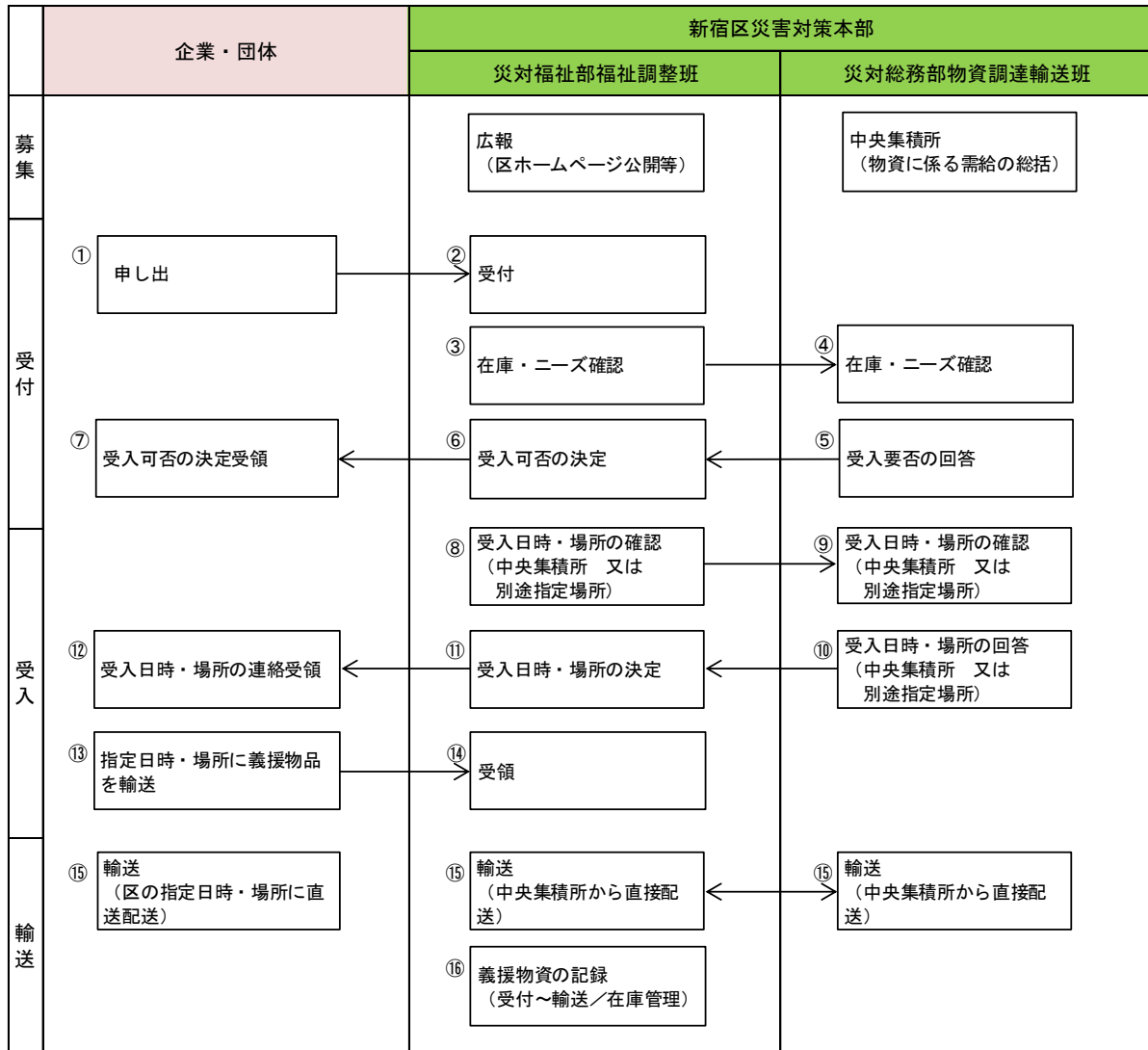
個人からの義援物資は、カートの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから、個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

(2) 企業・団体

企業・団体から義援物資の問合せがあった場合は、支援物資の取扱いと同様、物資ニーズを踏まえ、中央集積所（地域内輸送拠点）の在庫状況等を十分考慮して申し出を受け入れる。義援物

資の受付から輸送までの流れは、図表 40 義援物資の受付から輸送までの流れのとおり。

図表 40 義援物資の受付から輸送までの流れ



※ 企業・団体からの義援物資は福祉調整班が受付し、物資調達輸送班と緊密に連携し、全庁の需給状況を確認の上、受入可否を福祉調整班が決定する。指定場所への直接配送を第1順位、中央集積所（新宿コズミックスポーツセンター）への配送を第2順位として、受入場所を決定する。

※ 災対福祉部内の需要ニーズにより、二次避難所（福祉避難所）等で受入れる場合は、物資調達輸送班に確認することなく、福祉調整班が単独で対応する。

第6章 他自治体への応援

1 応援体制の整備

他自治体への応援には熊本地震や平成30年7月豪雨、能登半島地震などのような都外で大規模な災害が発生した場合のほか、都内の一部地域で甚大な被害が発生した場合における都内区市町村間の応援がある。

また、応援の種類も特別区長会を通じて実施する応援、都による調整を通じて実施する応援（応急対策職員派遣制度等）と、区が締結している相互応援協定に基づく応援が想定される。

いずれの場合も自らが被災自治体となった場合と異なり、区は災害対策本部を設置していない通常体制の中で、職員派遣や物資の提供等を行う必要がある。そのため、円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、庁内横断的な体制と対外的な連絡窓口を整備し、対応する。

（1）応援体制

被災した他自治体へ応援の必要がある場合、応援に関する庁内体制や対外的な連絡調整窓口をあらかじめ明らかにし、状況把握や庁内調整などを実施する。職員派遣については人事課が、物資提供等については危機管理課が連絡調整窓口として取りまとめを行う。また、必要に応じて関係部署による応援に関する調整会議を実施する。

ただし、個別の協定や専門的技術等の理由により、直接担当部署へ応援要請があるものについては、各担当部署での対応とする。

連絡調整窓口の主な役割は次のとおり。

ア 被災自治体からの応援要請状況の把握

- 被災自治体からの応援要請の状況を把握し、とりまとめる。

イ 被災自治体への人的・物的応援計画の作成、人的・物的応援の実施

- 被災自治体に対して、誰を、いつまで、何名派遣するか、物資等をいつ、どのくらいの量を、どのように搬送するかといったことを定めた応援計画を作成する。
- 被災自治体への応援職員の派遣、物的資源の輸送を行う。

ウ 応援に関する状況把握・とりまとめ

- 庁内における人的・物的資源の応援状況をとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援として送り込んでいるか）。

エ 応援に係る資源管理

- 被災自治体における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する。

オ 庁内調整、調整会議の開催

- ウでとりまとめた結果を、庁内の担当部／課において共有する。
- 全体調整にあたり、必要に応じて調整会議を開催・運営する。

カ 応援職員に対する支援

- 派遣する応援職員に、被災地の状況について把握できていること、応援に関する被災自治体の方針等を説明する。
- 派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両等の移動手段を用意する。
- 応援に入る際の防災服等の貸与、携行品について情報提供する。
- 派遣中の応援職員向けの相談窓口として、業務に関する情報提供や相談対応を行う。
- 適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し、管理する。

(2) 応援職員に対する支援

人事課は、被災地へ区の職員を派遣するにあたっては、以下のような準備支援や後方支援を行う。なお、携行品については、必要に応じて各部連携して準備する（防災服及びベストは危機管理課が手配）。

ア 被災自治体の応援に関する行動方針

被災自治体の応援にあたっては、応援職員に対し、以下の方針に基づき行動することを伝達する。

- ・ 安全を第一に考える。
- ・ 被災者・被災自治体の立場にたった対応を心掛ける。
- ・ 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する。
- ・ 衣食住等は「自己完結」を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない。
- ・ 健康管理に十分気をつける。
- ・ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する。

イ 携行品の例

被災自治体の応援に派遣する職員には、防災服及びベストを貸与するとともに、派遣先の状況を踏まえて、以下を参考に携行品の準備を促す。

- ・ 食料、飲料水
- ・ 寝袋、毛布
- ・ パソコン、通信機器、デジタルカメラ
- ・ 地図
- ・ 個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）
- ・ その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）

ウ 後方支援

被災自治体の応援に派遣する職員に対し、以下のような後方支援を行う。

- ・ 応援職員向けの相談窓口を設置し、適宜、情報提供や相談対応を行う。
- ・ 引継ぎを可能とする応援ローテーションを計画する。

2 応援の手順

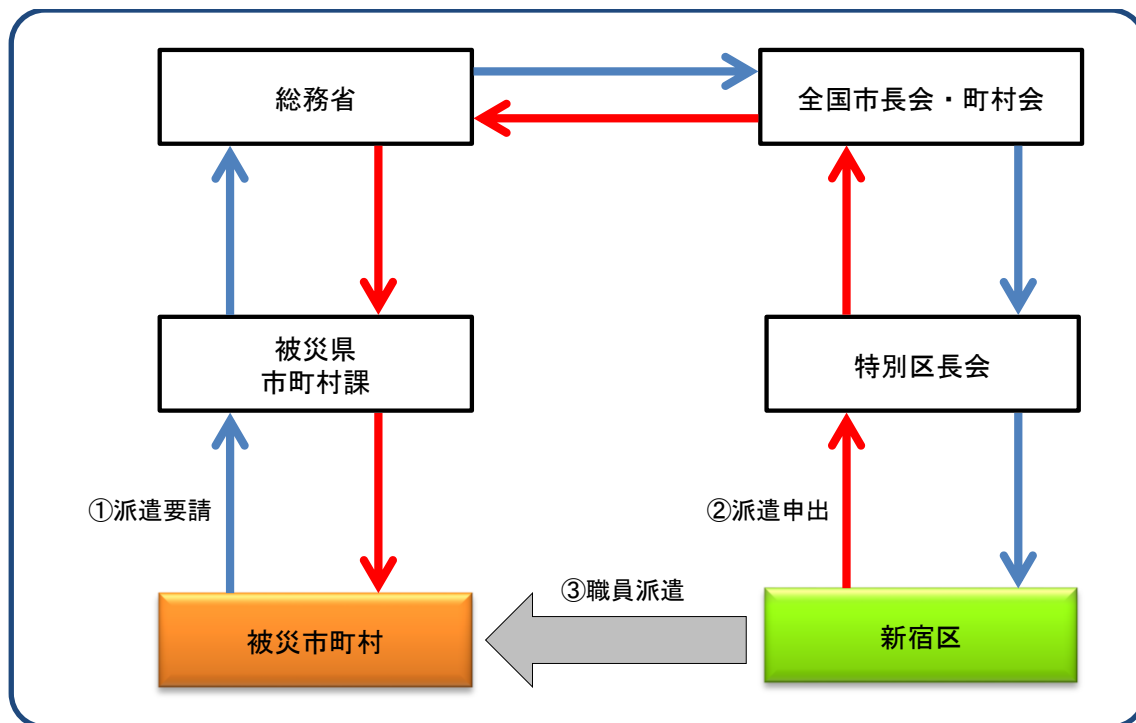
特別区長会を通じた応援調整に関する手順は、図表 4-1 特別区長会を通じた応援調整のイメージのとおりである。

被災県から総務省を通じて全国市長会へ派遣要請がある場合、特別区長会は各区からの応援人員のとりまとめを行う。各区は特別区長会へ派遣申出を行う。

区は、応援職員を決定し、特別区長会に連絡する。

応援職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、特別区長会を通じて必要な連絡調整を行う。

図表 4-1 特別区長会を通じた応援調整のイメージ



(2) 都を通じた人的応援

都外発災時の都を通じた応援調整に関する手順は、図表 4 2 都外発災時の都を通じた応援調整のイメージのとおりである。なお、都内発災時の都を通じた被災区市町村への応援調整手順については、「第4章3 (3) 都を通じた人的支援 (P. 23)」のとおりである。

ア 都から区市町村への応援要請

都に総務省及び広域応援協定団体等から応援要請がある場合、又は総務省及び広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合は、都総務局総合防災部に「協力依頼書」、「応援要請書」等が通知され都内区市町村との応援人員の調整を行う。

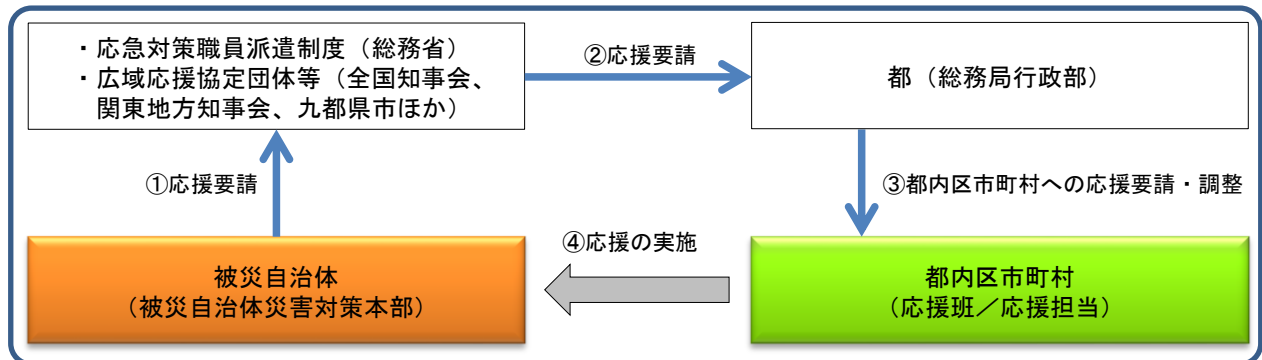
都は、総務局行政部を通じて都内区市町村へ人的支援を要請し、応援職員の人数の割り振り・調整を行う。

イ 応援職員の決定・連絡

区は、応援職員を決定し、都総務局行政部に連絡する。

応援職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、都総務局行政部と必要な連絡調整を行う。

図表 4 2 都外発災時の都を通じた応援調整のイメージ



(3) 災害時相互応援協定締結団体への応援

災害時相互応援協定を締結している自治体が被災した場合、発災後、速やかに連絡を取り、被災自治体の人的・物的ニーズを把握した上で支援する。

なお、物的応援は、予め協定締結団体と協議し、物資の確保や輸送手段の手配、輸送の実施までの手順を整理する。

ア 相互応援協定団体等からの応援要請

相互応援協定団体からの要請を受けるにあたり、主に以下の点を確認する。

- ・ 連絡先
- ・ 要請物資の品目・数量
- ・ 輸送先（中央集積所（地域内輸送拠点））
- ・ 輸送先までの輸送手段・交通状況
- ・ 要請への対応期限

イ 物資の確保・調達

予め備蓄物資の品目・数量について把握整理しておくことで、応援時にも迅速な対応が可能となる。

また、被災自治体からの応援要請が備蓄物資で対応できない場合は、民間事業者等を通じた調達を行うことも想定される。

ウ 輸送手段の確保

支援物資の輸送も人的支援と同様に、自己完結型で対応することが前提となる。

災害時の応援協定を締結している輸送事業者による輸送のほか、庁有車等の活用も想定され

第6章 他自治体への応援

2 応援の手順

る。

なお、車による輸送の場合、交通インフラの被害状況や交通規制等の把握が必要であり、緊急通行車両等の申請手続き等が必要な場合があることに留意し、輸送手段を確保する。

(4) 専門業務に関する応援

応援業務のうち、都各局との個別協定等により手続きが定められている業務や、国が所管する専門分野に関する業務の応援については、各部が応援先もしくは応援調整を行う団体と応援の受入れに向けた調整を行う。

各部で直接応援調整を行う場合は、人事課及び危機管理課に報告する。

【過去の災害における事例】

平成 30 年 7 月豪雨災害における被災地派遣について、人事課調整による避難所や建物被害認定調査等の支援のため、一般事務職員の派遣を行ったことと別に、専門業務として、広島県知事から東京都知事への保健師派遣の要請があった。都福祉保健局から特別区長会事務局を経由し、特別区保健衛生主管課長会による、保健師の被災地派遣に係るローテーションに基づき、健康部は下記のとおり職員を派遣した。

<健康部>

- 人数 保健師 2 名 事務職 1 名
- 期間 平成 30 年 8 月 16 日～21 日
- 派遣先自治体 広島県三原市

能登半島地震における被災地派遣について、「応急対策職員派遣制度」の要請等に基づき、人事課調整による罹災証明書受付業務や住家被害認定調査支援のため職員を派遣した。また、専門業務として、被災自治体からの派遣要請に基づき、環境清掃部及び健康部から職員を派遣した。

<環境清掃部>

- 人数 自動車運転 1 名 作業 3 名
- 期間 令和 6 年 2 月 19 日～23 日
- 派遣先自治体 石川県七尾市

<健康部>

- 人数 保健師 5 名 衛生監視 1 名
- 期間 令和 6 年 3 月 24 日～29 日
- 派遣先自治体 石川県金沢市

第7章 災害事象に応じた対応

ここまで本計画においては、大規模震災発生時を中心に想定した受援応援の対応を記述してきたが、区内で大規模な災害が発生した場合、様々な災害の事象・規模に応じた対応が必要である。

「BCP」で想定する災害事象・規模は、**図表 4 3 新宿区事業継続計画で想定する災害規模**のとおりであり、災害事象・規模に応じた受援の活用をまとめると、**図表 4 4 災害規模に応じた受援の基本的な考え方**のとおりである。災害事象ごとの災害の概要、受援応援における基本的な考え方等の詳細は、次頁以降で整理する。なお、次の事項は、各災害における区災対本部の主な役割の共通事項である。

- ・ 都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- ・ 「災害救助法」の適用の申請に関すること。
- ・ 他の区市町村との相互応援に関すること。

図表 4 3 新宿区事業継続計画で想定する災害規模

災害規模	地震	風水害	火山噴火
大規模災害	・ 震度 5 強以上の地震発生時	・ 想定最大規模の降雨時（総雨量690mm・時間最大雨量153mm） ・ 大雨特別警報（土砂災害）や大雨特別警報（浸水害）の発表時	・ 富士山噴火時（降灰被害あり）
中規模災害	・ 震度 5 弱の地震発生時	・ 令和元年台風第19号と同程度規模の降雨時 ・ 土砂災害警戒情報の発表時 ・ 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ、顕著な大雨に関する気象情報の発表時	・ 富士山噴火時（降灰被害のおそれ）
小規模災害	・ 震度 4 以下の地震発生時 ・ 南海トラフ地震臨時情報の発表時	・ 大雨警報（土砂災害）や大雨警報（浸水害）の発表時 ・ 気象注意報の発表時	・ 島しょ火山噴火時（降灰被害なし） ・ 噴火警報の発表時

（出典：新宿区事業継続計画（令和7年3月、新宿区））

図表 4 4 災害規模に応じた受援の基本的な考え方

災害規模	地震	風水害	火山噴火
大規模災害	・ 庁内の相互協力 ・ 庁外からの受援	・ 庁内の相互協力	・ 庁内の相互協力
中規模災害	・ 庁内の相互協力	・ 庁内の相互協力	・ 庁内の相互協力
小規模災害	・ 受援の活用なし	・ 受援の活用なし	・ 受援の活用なし

1 地震

(1) 基本的な考え方

都が、令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された都心南部直下地震や多摩東部直下地震のような、震度5弱以上の地震が区内で発生し、区災対本部が設置された場合を想定している。

区内に甚大な被害が想定され、各部等の多くの職員の参集が一定期間期待できないことも考えられる。そのため、受援応援体制は、第一次出動態勢では、庁内での対応を優先するが、第二次出動態勢では、応急対策職員派遣制度の活用等、庁外からの受援を積極的に活用する。

区においては、広域応援協定団体等から人的・物的支援を受け入れることを想定し、応援職員等の執務スペース確保等、平時から受入れの体制を整えておく。

また、南海トラフ地震では、比較的区への被害が少ないことが見込まれる場合には、被災島しょ町村からの応援要請に対応し、人的・物的応援を行う。

(2) 区の主な役割

ア 被災区としての役割

- ・ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- ・ 区内において震度5弱以上の地震が発生した場合、区災対本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- ・ 都本部に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

イ 非被災区としての役割

- ・ 比較的被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、応援要請に対応し、被災区市町村への人的・物的応援を行う。

2 風水害

(1) 基本的な考え方

台風の接近による大雨や集中豪雨等により大雨特別警報（土砂災害）や大雨特別警報（浸水害）の気象警報等が発表され、河川沿いや地盤の低いエリアにおいて浸水被害が発生するほか、土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生し、区災対本部が設置された場合を想定している。

台風の進路や気象予報など、風水害は地震と違ってある程度の予測が可能なため、事前の避難等の対応は可能である一方、実際の被災状況は災害発生後でないと把握できない。

また、想定最大規模降雨（総雨量 690 mm・時間最大雨量 153 mm）が発生した場合に、神田川及び妙正寺川周辺の多くのエリアで浸水深 1m から 5m の想定となり、5m から最大 10m と想定されるエリアが一部存在するほか、最大規模の高潮による神田川の氾濫が発生した場合、0.5m 以上の浸水が 1 週間以上継続することが想定されるエリアもあり、区内各所で被害が発生する。

しかし、第二次出動態勢であっても、その災害対応に注力する一方で並行して、「通常業務」を継続して行うため、過半の職員は「通常業務」に従事する。そのため、受援応援体制は、庁内での対応を前提とし、「通常業務」に従事する職員からの追加配備等により対応することとするが、被害が甚大な場合は広域応援協定団体等から人的・物的応援を受け入れることを検討する。

また、比較的区への被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、被災区市町村からの応援要請に対応し、人的・物的応援を行う。

(2) 区の主な役割

ア 被災区としての役割

- ・ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- ・ 令和元年台風第 19 号と同程度の規模以上の降雨や土砂災害警戒情報等が発表され被害が発生するおそれがある場合、区災対本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。

イ 非被災区としての役割

- ・ 比較的被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、応援要請に対応し、被災区市町村への人的・物的応援を行う。

3 火山噴火

(1) 基本的な考え方

国の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年4月に公表した富士山噴火による降灰シミュレーションにおいて、新宿区付近では、西南西風が卓越した場合、10 cm程度の降灰予測となっている。富士山の噴火により、区内に降灰による被害が発生し、区災対本部が設置された場合を想定している。

区内に大規模な降灰被害が発生した場合、交通機関をはじめとした首都圏インフラ機能が麻痺することが考えられ、迅速な広範囲にわたる降灰除去の対応が必要となる。また、流通機能が麻痺することで、区内の物資が不足することが想定される。

しかし、第二次出動態勢であっても、その災害対応に注力する一方で並行して、「通常業務」を継続して行うため、過半の職員は「通常業務」に従事する。そのため、受援応援体制は、庁内での対応を前提とし、「通常業務」に従事する職員からの追加配備等により対応することとするが、被害が甚大な場合は広域応援協定団体等から人的・物的応援を受け入れることを検討する。

また、島しょ火山が噴火し、比較的区への被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、被災島しょ町村からの応援要請に対応し、人的・物的応援を行う。

(2) 区の主な役割

ア 被災区としての役割

- ・ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- ・ 富士山が噴火した場合、区災対本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。

イ 非被災区としての役割

- ・ 比較的被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、応援要請に対応し、被災区市町村への人的・物的応援を行う。

4 複合災害

(1) 基本的な考え方

東日本大震災では、地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。こうした、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって複合災害として発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、後発災害に伴う影響も念頭に置きながら、応急対策を実施する必要がある。複合災害時には、単独災害時より更に受援応援の規模が拡大し、庁内での対応が困難であると想定されることから、受援応援体制は庁外からの受援を中心に検討する。

(2) 想定する主な複合災害と対処の課題

ア 地震発生後に風水害が起こる場合

地震発生後に風水害が発生するおそれがある場合は、地震動や液状化により水道管やマンホール等の損傷した箇所から、浸水被害が拡大する可能性も想定されるため、このような場合には、高台等の安全な地域にある避難所等への迅速な避難誘導が必要となる。地震への対応と並行して、避難所等への避難誘導、避難所運営支援、物資調達等を行うことが必要となる。これらに対応するために、風水害が発生する前に円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

イ 噴火による降灰に併せて地震が発生した場合

火山灰が堆積し除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化する可能性がある。また、交通機関をはじめとした首都圏インフラ機能が麻痺している中で、地震発生に伴う避難所運営支援や物資調達等が滞ることが考えられる。これらに対応するために、当初の災害対応に併せて、円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

第8章 その他

1 平時における取組

(1) 図上訓練・研修など

発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行うためには、受援応援に関わる職員一人ひとりが発災時に取るべき行動を理解し、実行できるようにしておくことが必要であり、図上訓練や研修を実施するなど、応援力・受援力の双方を高めていく。

さらに、実践的な対応力を身に付けておくために、応援協定を締結している地方公共団体、企業団体間で、応援・受援訓練を企画段階から協働し、実施していく。

(2) 資源管理（人的資源・物的資源）

「新宿区地域防災計画【別冊資料編】」等において整理される、備蓄品、避難所等の物的資源のリストについて、各年更新を図り、災害時の物的資源を一覧にして把握することができる体制を維持する。

また、人的資源については、災害対応の経験の有無、災害対応の業務知識などを誰が有しているか整理しておく。

2 費用負担

(1) 費用負担の考え方

都内で災害が発生し、都が締結する相互応援協定に基づき、被災自治体（都又は都内区市町村）が全国の自治体等からの応援を受入れる際の費用負担については、以下の関係法令を踏まえて対応する。

ただし、法令に別に定めのある場合又は区市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき、当該区市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（「災害対策基本法」第92条）。
- 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（「地方公務員災害補償法」第26条）。
- 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（「国家賠償法」第1条等）。
- 「災害救助法」の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（「災害救助法」第18条）。

(2)「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用されない場合、区が救助の実施主体となり、費用は原則自己負担となる。一方で、「災害救助法」が適用された場合、救助の実施主体は都となり、区は事務委任を受け救助を実施する。そして、「災害救助法」に基づく救助に要した費用は都が支弁（費用の最大50/100を都が負担し、残りは国が負担）することとなる。

図表 4 5 主な応援・受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	災害救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所・福祉避難所運営	避難所・福祉避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当、出張旅費及び燃料費 ○仮設トイレのくみ取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費 ○毛布、段ボールベッド、パーティション、使い捨てトイレ、ブルーシート、予防接種に必要なワクチン、医療器具等
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※「災害救助法」の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料費、借上費及び修理費 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当、出張旅費、食糧費及び燃料費 ○被災地の実状に応じた医療を実施するための医薬品、医療用器具、消耗品等
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外 「災害救助法」に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 「災害救助法」に基づく応急救助ではないため

第8章 その他

3 各種様式

3 各種様式

様式 1

応援要請シート（区市町村）

作成日時 年 月 日 時 分

区市町村名					
業務名					
分類		一般職 ・ 専門職			
応援要請期間		マネジメント職員※	一般職員	その他 (必要に応じて、以下備考欄に内容記入)	
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		

※マネジメント職員：課長級相当

集合場所（施設名・住所）			
活動場所（施設名・住所） ※集合場所と異なる場合のみ記入			
業務内容			
応援職員に求める要件	有	職種 資格 経験	
	無		
必要物品（資機材等）	有	内容	
	無		
業務マニュアル		有 ・ 無	
備考 (夜間対応が必要な場合、業務に係る留意事項がある場合、上記の補足等)			

内容の 問合せ先	担当部署		担当者名	
	電話番号		防災行政無線番号	
	メールアドレス			

<都災害対策本部処理欄>

クロノロジーNo.		
結果報告	応援職員数	
	派遣元所属	
	備考	

様式2

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受入れする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに人員を受け入れる都度作成する。
- ◆ 都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）への報告は「受援状況報告書（様式3）」を使用する。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名等	氏 名	職種	派遣期間	性別等
1				月 日～ 月 日	
2				月 日～ 月 日	
3				月 日～ 月 日	
4				月 日～ 月 日	
5				月 日～ 月 日	
6				月 日～ 月 日	
7				月 日～ 月 日	
8				月 日～ 月 日	
9				月 日～ 月 日	
10				月 日～ 月 日	
11				月 日～ 月 日	
12				月 日～ 月 日	
13				月 日～ 月 日	
14				月 日～ 月 日	
15				月 日～ 月 日	
16				月 日～ 月 日	
17				月 日～ 月 日	
18				月 日～ 月 日	
19				月 日～ 月 日	
20				月 日～ 月 日	

様式3

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受け入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部等を経由して都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）へ報告する。

自治体名・担当部署名			
担当者名・連絡先		電話番号	:
		防災行政無線	:
		メールアドレス	:

業 務 名					
業 務 内 容					
活 動 状 況	No.	応援団体等名称	本日の 活動人員数	延べ 活動人員数	明日の 予定人員数
			名	名	名
			名	名	名
	合計		名	名	名
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

印刷物作成番号
2024-9-2401

新宿区災害時受援応援計画

令和 7（2025）年 3 月 改定

令和 7 年 3 月	発行
編集・発行	新宿区 危機管理担当部 危機管理課
	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
	TEL 03-5273-4592
	FAX 03-3209-4069
	e-mail bosai@city.shinjuku.lg.jp

この印刷物は、業者委託により 400 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 805 円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。